

福岡城跡・IV

——内堀内壁の調査——

福岡市埋蔵文化財調査報告書第237集

1 9 9 1

福岡市教育委員会

遺跡調査番号	8865	遺跡略号	FUE
調査地地籍	中央区域内	分布地図番号	060-A-1
開発面積	3655m ²	調査対象面積	2668m ²
調査期間	1988年(昭和63年)7月27日~12月10日		

序

黒田長政の築城になる福岡城跡は、昭和32年の史跡指定後、史跡また公園としての環境整備が進められ、現在では市街地中心部に数少ない緑を提供する場として市民に親しまれています。いま舞鶴公園と呼ばれている範囲は、旧福岡城跡のうち本丸、二の丸、三の丸および城北内堀（1～5号堀）、城南西内堀（6号堀）で、この西側に接して県営公園である大濠公園が位置しております。

福岡市では市政百周年記念事業の一貫として、昭和63年にこの1～6号堀の水質浄化を目的とした工事を城外周に施す計画をたてましたが、工事区域が史跡指定範囲内にあたるため、福岡城に関連する石垣や土塁を破壊しないよう事前に文化財の調査を行いました。本書はその調査成果について報告するものです。

調査によって今まで古絵図でしか窺い知れなかった福岡城の西側と南側の内堀内壁の状態が確認されるとともに、現在調査中の鴻臚館跡に関わる知見をも得ることができました。

本書が市民をはじめ多くの方々に幅広く活用され、文化財保護のご理解を深める一助とならんことを願うとともに発掘調査・資料整理に関係された皆様のご協力とご理解に対し深く感謝の意を表します。

平成3年3月

福岡市教育委員会
教育長 井口雄哉

例　　言

1. 本書は昭和63年7月27日～12月10日にかけて福岡市教育委員会が行った中央区所在 史跡福岡城跡の第11次調査報告書である。
2. 発掘調査は、福岡市都市整備局公園緑地部公園施設課が計画した舞鶴公園城濠水処理工事に先立ち、福岡城内櫓内壁の範囲確認を目的として実施した。
3. 福岡城に関する報告書のうち、福岡市埋蔵文化財調査報告書として刊行されているものは第59集、101集、131集であるため、本報告書を「福岡城跡・IV」とする。
4. 本書に使用した図の作成・製図は山崎純男、吉武学（福岡市教育委員会）、高田一弘、田中克子（調査・整理補助員）松田訓（愛知県教育委員会）が行った。
5. 本書に使用した写真は遺構を吉武が、福岡城古絵図関係を三木隆行（福岡市教育委員会文化部文化課文化財管理係）が撮影した。
6. 本書で使用する方位は全て磁北である。
7. 本書の執筆はI～IV章を吉武が、V章を三木が行った。
8. 本書の編集は山崎と協議の上、吉武が行った。
9. 本報告書に関する記録・遺物類は整理後福岡市埋蔵文化財センターで収蔵・管理される。

本文目次

I.はじめに	1
1. 調査に至る経過	1
2. 調査の組織	1
II. 遺跡の位置と環境	3
III. 調査の記録	5
1. 調査の概要	5
2. 遺構	6
3. 遺物	20
IV. 小結	20
V. 福岡城関係資料年表稿	48

挿 図 目 次

Fig. 1 福岡城跡周辺地形図	2
Fig. 2 調査区位置図	4
Fig. 3 第1~3トレンチ実測図	7
Fig. 4 第4~7トレンチ実測図	9
Fig. 5 第8~12トレンチ実測図	11
Fig. 6 第13~16トレンチ実測図	13
Fig. 7 第17~20トレンチ実測図	14
Fig. 8 第21トレンチ実測図・I	16
Fig. 9 第21トレンチ実測図・II	17
Fig. 10 第21トレンチ実測図・III	18
Fig. 11 第23トレンチ実測図	19
Fig. 12 出土遺物実測図	19
Fig. 13 福岡城内堀内壁復元図	21

表 目 次

Tab. 1 福岡城跡調査一覧	3
-----------------	---

図版目次

- | | | |
|-------|---|--|
| PL. 1 | 1. 第1トレンチ（北から）
3. 第3トレンチ（北西から）
5. 第5トレンチ（北から） | 2. 第2トレンチ（南から）
4. 第4トレンチ（南から）
6. 第6トレンチ（南から） |
| PL. 2 | 1. 第6トレンチ石垣裏込石検出状況（南上方から）
2. 第7トレンチ（南から）
4. 第9トレンチ（北から）
5. 第9トレンチ石垣裏込石検出状況（東から）
6. 第10トレンチ（南から） | 3. 第8トレンチ（北から） |
| PL. 2 | 1. 第11トレンチ（東から）
3. 第13トレンチ（南西から）
5. 第15トレンチ（北東から） | 2. 第12トレンチ（南東から）
4. 第14トレンチ（南東から）
6. 第16トレンチ（南東から） |
| PL. 4 | 1. 第17トレンチ（南東から）
3. 第19トレンチ（南西から）
5. 第21トレンチ石積検出状況（東から）
6. 第22トレンチ | 2. 第18トレンチ（南西から）
4. 第20トレンチ（南西から） |
| PL. 5 | 御城廻御普請御同絵図(福岡市美術館) | |
| PL. 6 | 御城内絵図(福岡市美術館) | |
| PL. 7 | 1. 福岡城廻旧福岡城郭圖面 | 2. 歩兵第百八十七聯隊駐屯図 |
| PL. 8 | 福岡第二十四聯隊鎮魂紀念祭之圖 | |

I. はじめに

1. 調査に至る経過

福岡城は間が原役の恩賞として筑前国を受けた黒田長政が慶長6年から築いた平山城である。明治以降は城内の大部分が陸軍歩兵連隊の兵営として利用され、昭和20年の終戦とともに大蔵省の所管となり、昭和32年国指定史跡となった。現在城南側及び東側の内堀は埋め立てられ市街化しており、内堀は西側の大堀（現大濠公園）と北側（1～5号堀）及び南西側（6号堀）が旧状をやや変じながらも遺存している。だが周辺が市街化しているため降雨時の汚水等が絶えず流入しており堀水の水質悪化が著しく、ために昭和63年これの浄化を目的とした工事が福岡市都市整備局によって計画された。工事内容は堀水を城外周に沿って循環させながら濾過するためのポンプ・送水管・水路の設置であるが、工事予定地が史跡の範囲内にあたるため事前の調査を行い、福岡城十石垣を破壊しないよう設計を変更した。

工事に伴う史跡現状変更許可申請は昭和63年5月6日付でなされ、6月28日付で許可がおりた。調査は昭和63年7月27日～12月10日に実施した。また、調査対象地が史跡範囲内である点、樹木が繁茂している点を考慮し、掘削と埋戻しは全て人力で行った。

2. 調査の組織

調査委託 福岡市都市整備局公園緑地部公園建設課

調査主体 福岡市教育委員会 教育長 佐藤善郎（前） 井口雄哉（現）

調査総括 埋蔵文化財課長 柳田純孝

埋蔵文化財第一係長 折尾 學（前） 飛高達雄（現）

調査庶務 埋蔵文化財第一係 松延好文

調査担当 鴻臚館跡調査担当主査 山崎純男

鴻臚館跡調査担当 吉武 学

調査・整理補助 高出一弘

調査協力 松田 誠（愛知県教育委員会）

調査作業 井手謙一、岩橋 真、内海武則、大島賛司、大津圭祐、黒田幸広、千鳥健治、
萩尾行雄、藤田圭三、松原高博、森實雄一郎、鶴田慶子、山下智子

整理作業 藤アイ子、池村留美



Fig. 1 福岡城跡周辺地形図 ① 福岡城跡(史跡指定範囲) ② 博多遺跡群

II. 遺跡の位置と環境

福岡城は福岡市中央区に位置し、博多湾をめぐる海岸線のはば中央部に向かって北に伸びる独立丘陵の先端部に位置している。福岡城一帯の小丘陵を形成する基盤地質は新生代古第三紀の早良層群浦谷層に対比されており、一般に南北から北北西～南南東（本丸天守台～御慶屋敷）の走向をとり、西に傾斜すると言われている。浦谷層は主として頁岩がちの砂岩・頁岩の互層より成り、この上に不整合に薄い沖積層（中洲層）が、また層厚にバラツキのある盛土（鴻臚館、福岡城築造時のもの）が載っているという状態である。

当該地は古く筑紫館・鴻臚館が築かれた古代、城郭が形成された近世、そして現代の開発行為等によって、地形が旧状を留めていない。が、福岡城の立地と築城前後の地形については、貝原益軒の「筑前国風土記」等の文献資料やボーリング調査、発掘調査に基づくある程度の復元がなされている。それらを総合すると、福岡城築城前は西側（現大濠公園）は入り江、北側の内堀あたりが海岸線、東側は那珂川の沖積作用によって陸地化しており、南側は赤坂山から本丸まで丘陵が続いている状況を想定しうる。また、近年の鴻臚館跡の調査によって、現在半和台野球場等の運動施設がある福岡城東側三の丸周辺では、古代に大規模な整地がなされ、築城時にはかなりの面積を持つ平坦地であったことが確認されつつある。

福岡城跡に関する調査には以下のものがある。

Tab. 1 福岡城跡調査一覧

調査番号	次数	地区	調査原因	調査面積(㎡)	調査期間	調査担当者	報告書
6301	1	三の丸 (鴻臚館2次)	裁判所建設	596	1963.1964	福岡県教育委員会	②
7605	2	城北内堀内壁石積	地下鉄建設	14,900	1976.12.01 ～1977.10.08	折尾學、山崎純男 鶴石智也、山崎龍男	⑦
7728	3	本丸新川	地下鉄建設	500	1978.03.01 ～1978.06.30	折尾學、池崎誠二	⑦
7948	4	御慶屋敷	環境整備	2,200	1979.07.19 ～1979.08.11	城高宣雄、力波卓治	③、④
8134	5	赤坂1丁目12-6	ビル建設	70	1982.03.17 ～1982.03.26	田中寿夫	⑦
8343	6	折尾橋	環境整備	36	1984.02.01 ～1984.06.12	井沢洋一	
8449	7	肥前堀1次	公園建設	580	1984.06.01 ～1984.06.12	福岡県教育委員会	
8533	8	肥前堀2次	市街開拓	150	1985.07.00 ～1985.08.00	折尾學、山崎純男	⑥
8747	9	鴻臚館3次	平和古野球場 改修	650	1987.12.25 ～1988.01.20	山崎純男、池崎誠二、 吉武学	
8829	10	鴻臚館4次	確認調査	856	1988.07.27 ～1988.12.10	山崎純男、吉武学	
8865	11	城西～城南内堀 内壁	城堀水净化	500	1988.07.27 ～1988.12.10	山崎純男、吉武学	本報告
8840	12	肥前堀3次	ビル建設	650	1988.11.07 ～1988.11.26	柳沢一男	

*各調査地点はFig.13参照。

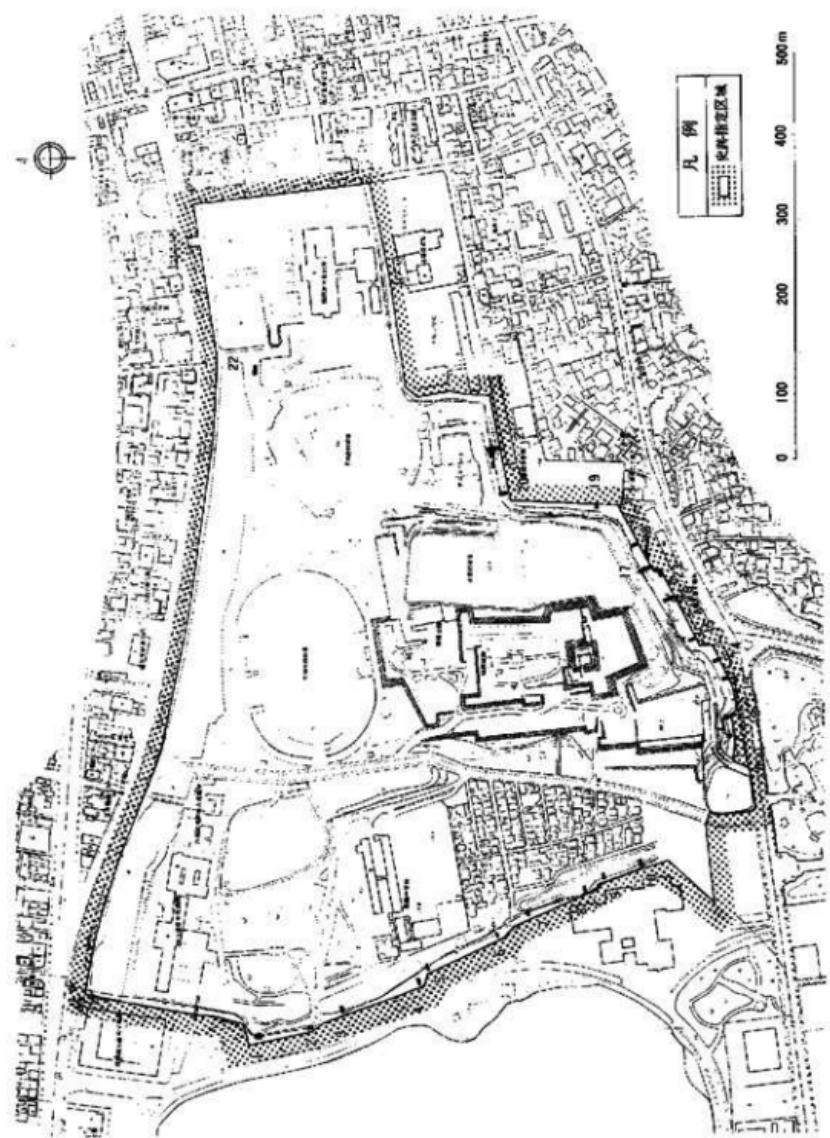


Fig. 2 调查区位置图

福岡城跡調査報告書一覧

- ①小田萬士雄「福岡市福岡城跡探査遺物調査報告書」福岡市教育委員会 1961
- ②長沼賢海・渡辺正氣「史跡福岡城発掘調査概報」福岡県教育委員会 1964
- ③「重要文化財 福岡城南丸多聞櫓整理工事報告書」1975
- ④「史跡福岡城跡現地整備報告書」福岡市教育委員会 1980
- ⑤筑高憲雄・方武卓治「筑前国福岡城三ノ丸 御殿櫓敷 福岡市埋蔵文化財調査報告書第59集」福岡市教育委員会 1980
- ⑥岡 岡鉄編 1990
- ⑦折尾學・滝崎達二「福岡城址 - 内堀外壁石垣の調査 - 福岡市高速鉄道関係埋蔵文化財耐立報告書」福岡市埋蔵文化財調査報告書第101集」福岡市教育委員会 1983
- ⑧折尾學・山崎純男「福岡城肥前堀 福岡市埋蔵文化財調査報告書第131集」福岡市教育委員会 1986

III. 調査の記録

1. 調査の概要

堀水浄化に伴う工事は城の西側、南側、東側で行われたが、既存水路を利用する等掘削計画を作わない東南側～東側部分については調査対象から除外した。

調査はトレント掘削によって内堀内壁のライン、構造を確認することを目的として行い、城西側から着手し、順次南、東へと移行し、トレント番号は掘削順に附した。城西側は北より第1～10トレント、南側は西より第11～21トレントである。また、城堀水浄化工事に並行して、城北東部の上の橋周辺で舗道整備工事が計画されたためここもあわせて調査し第22トレントとした。これら全調査終了後、城南部で水路工事に伴って新たに石垣が発見されたため追加調査し、これを第23トレントとした。

第1～10トレントでは一部を除き内壁石垣の裏込石を検出した。基盤は全て砂であり、上層盛土も大半は砂ないし砂質土である。

第11～20トレントでは石積みは見られない。基盤土は風化頁岩の岩盤かあるいはそれが流出して堆積した粘質土で、これを掘削し盛り上げて土壘としている。これら南辺では岩盤が露出していたために、石垣等が不要であったものと思われるが、第23トレントなどのように出隅部等コーナー部には部分的に石垣を構築しているようである。

第21トレントでは土壘盛土中に埋め込まれた石積みを検出した。この石積みは古代の大きな掘り込みを埋める際、土留めとして構築されたものようである。

第22トレントは内堀の一部を昭和22年に埋めて通路とした地点にあたり、掘削の結果福岡城三の丸武家屋敷のものと思われる礎石等が出土した。

2. 遺構

第1トレンチ Fig.3 PL.1

三の丸北西隅から南へ約16mの地点に設定した。福岡城で最も西へ張り出した部分の出隅にあたる。調査範囲は南北5.2m、東西は北側で2m、南側で3.8mである。調査区内では擾乱（水路構築時）が著しく旧状を復し難い。土層は別記の通りで、①～⑧層まで後世の工事等による盛土である。⑨層は築城時の盛土の可能性があるが、⑩層以下は砂で自然堆積層である。土層堆積状態と周辺の地形から考えて、土壘端部はもっと西寄りになるものと考えられる。

なお、海拔-0.2～-0.7mに存在する⑪層のBlack-Bandより上は海成砂（箱崎砂層か）、下は川成砂ではないかとの指摘を九州大学理学部下山正一氏より受けた。

第2トレンチ Fig.3 PL.1

第1トレンチより南へ約60mに設定した。南北4.5m、東西3.0mを測る。深さ約1mまで削平されているが、北壁際と西壁断面に石垣裏込の石積みを検出した。裏込石は大小があり、トレンチ内では積み方に規則性を見ることができない。土層は①表土、②～④は工事による埋め土、⑤～⑥が土壘盛土で裏込石は⑦層の上層付近に集中している。石積みの基盤は⑧砂層で、海拔1.4m以下のレベルに堆積している。トレンチ西端から西側現水路まで0.9mを残しており、土壘幅部の石垣は現在水路となっている部分に重なるものと思われる。

第3トレンチ Fig.3 PL.1

第2トレンチより南へ約38mに設定した南北2.0m、東西5.8mのトレンチである。土層は①現表土、②～④は現代の埋め土で、⑤は近世～現代までの表土で、ガラス瓶の破片などが出土した。⑥～⑩が土壘構築時の盛土に相当するが、石積みは見られない。⑪は基盤である砂層で海拔1.7mのレベルにある。⑫層（旧表土）が土壘勾配と同様な傾斜で下っていることから見て、土壘端部は現水路部分に相当するであろう。トレンチと水路の間は0.9mを残す。

第4トレンチ Fig.4 PL.1

第3トレンチより南へ約100mに設定した南北2.0m、東西5.0mである。土壘端部付近が著しく削平されている。土層は①現表土、②～⑦まで擾乱層で、⑧⑨層より下位が土壘盛土にあたり、⑩層中に石垣裏込石に相当すると思われる石積みが検出された。用いている石材は偏平なものが多い。トレンチと水路間は0.75mを測り、土壘端部は現水路部に相当しよう。

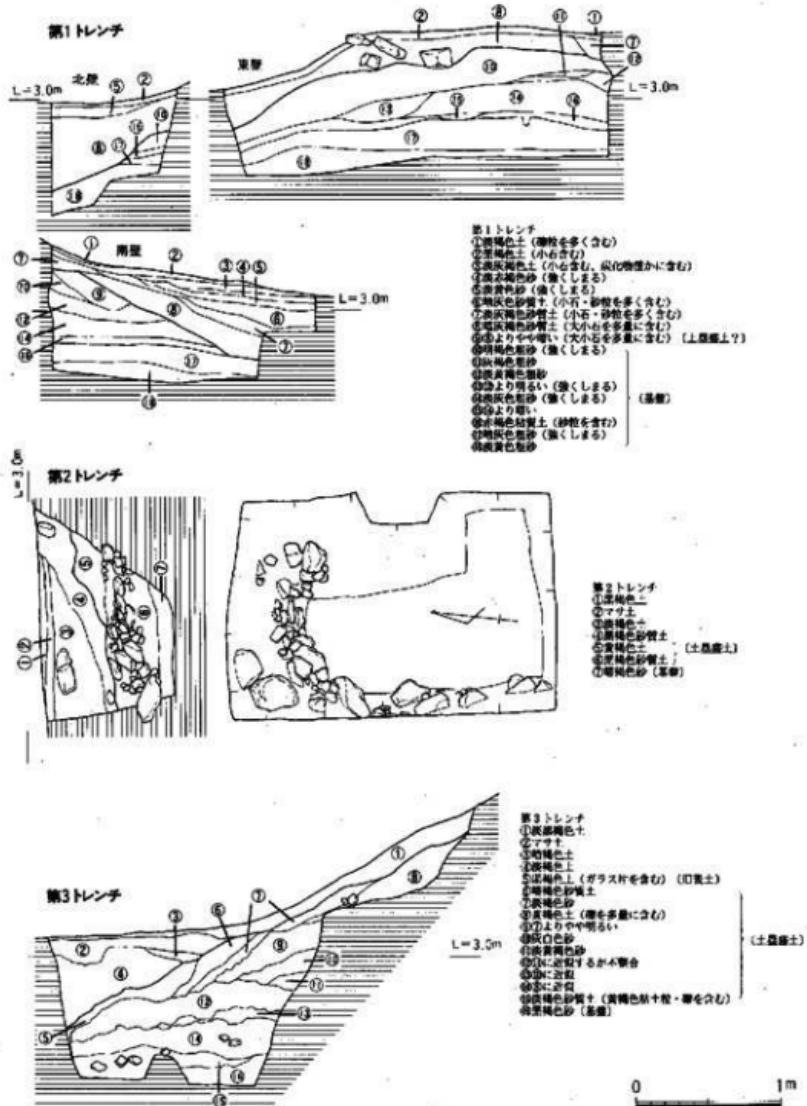


Fig. 3 第1~3トレンチ実測図

第5トレンチ Fig.4 PL.1

第4トレンチの南東約20mに設定した南北2.0m、東西4.6mのトレンチである。当トレンチは後世の擾乱が著しく、特に土壠端部（西側）では基盤層まで削平を受けていた。①層表土、②～⑤層は擾乱層で、⑥～⑧層が土壠盛土である。⑨層の基盤は砂層で、上端のレベルは海拔2.0mほどになる。

第6トレンチ Fig.4 PL.1・2

第5トレンチから南へ約80mの地点に設定した。調査区は南北1.4m、東西4.5mを測る。土層は①層表土、②③層は後世の埋土、④層は旧表土、⑤～⑧層が土壠盛土で、土壠端部の遺存状態は良好であった。トレンチ西端で石垣裏込石を検出した。角礫を用いており、西側に大きな礫が多く、裏込石の天端は海拔1.6mにある。トレンチ～水路間は0.8mで、土壠端部は現水路部に相当しよう。

第7トレンチ Fig.4 PL.2

第6トレンチから南へ約45mの地点に、南北1.7m、東西7.2mに設定した。土壠端部が削平されているが、石垣裏込石を検出できた。土層は①層表土、②～⑤層は後世の埋土である。⑥層が近世の表土層にあたり、⑦～⑧層は土壠盛土で、基盤である風化頁岩の掘削土を盛り上げている。トレンチ～水路間は1.0mを残しており、土壠端部は現水路部に相当しよう。

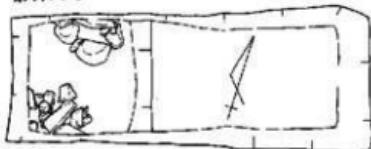
第8トレンチ Fig.5 PL.2

第7トレンチの南約50mに設定した。南北1.3m、東西3.7m。土壠端部にかけて大きく削平されているが、石垣裏込石がかろうじて遺存していた。①層表土、②～⑦層は水路構築時の擾乱層である。⑧層は近世の旧表土で、部分的に遺存する。⑨～⑪層は土壠盛土で、基盤である砂を盛り上げている。⑫⑬層は基盤の砂層である。トレンチ西端から現水路まで0.7mを測り、土壠端部は水路部にあたろう。

第9トレンチ Fig.5 PL.2

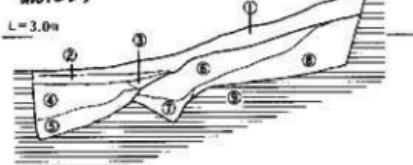
第8トレンチの南約45mに設定した。南北1.7m、東西3.2m。西端の水路寄りの部分が削平されているが、概ね良好に石垣裏込石が残っていた。裏込石は角礫を用い、西側に大礫を配し、その裏に小礫を充填している。③層まで後世擾乱層で、④層が旧表土、⑤～⑩層は土壠盛土で、上層に粘質土、下層に基盤である砂を盛り上げている。⑪層は基盤をなす砂層である。やはり土壠端部は現水路部分にあたるものと思われる。

第4トレンチ



L = 3.0m

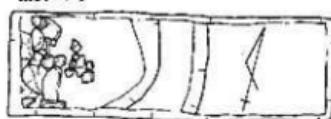
第5トレンチ



第6トレンチ

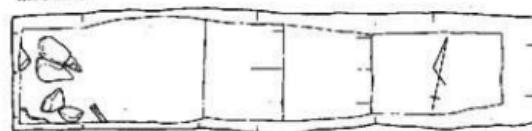
- 第4トレンチ
 ①粘土質褐色土
 ②マサ土
 ③明褐色土+乳白色粘質土
 ④乳白色粘質土
 ⑤灰褐色土+褐色土
 ⑥褐色土
 ⑦褐色土+灰褐色土
 ⑧灰褐色土+褐色土 (緑を含む) } (十品盛土)
 ⑨赤褐色粘質土 (緑を含む)

第5トレンチ



L = 3.0m

第7トレンチ



L = 3.0m

- 第6トレンチ
 ①暗黒灰褐色土
 ②マサ土
 ③灰褐色土+系褐色土
 ④暗褐色土 (日光土)
 ⑤暗褐色土 (緑を含む)
 ⑥褐色土
 ⑦褐色土+系褐色土
 ⑧明褐色粘質土 (緑を含む) } (土屋盛土)

第7トレンチ

- ①暗褐色土
 ②マサ土
 ③暗黒褐色土 (緑を含む)
 ④暗黒褐色土系褐色粘質土
 ⑤暗黒褐色土
 ⑥暗褐色土 (日光土)
 ⑦暗褐色土+系褐色土
 ⑧赤褐色粘質土 (緑を含む) } (十品盛土)

0 1m

Fig. 4 第4～7トレンチ実測図

第10トレンチ Fig.5 PL.2

第9トレンチから南へ約45m、三の丸の南西コーナー部からは北へ約36mの地点にあたる。南北1.6m、東西4.7mの範囲を掘削した。トレンチ西端部に石積みを検出したが、水路構築時の破壊が著しく、その大部分は原位置を保っていない。層位は①層表土、②～⑨層まで擾乱層で、⑩層が旧表土、⑪～⑬層は土壌盛土である。基盤は⑯層灰色砂で、これの掘削土を盛り上げて土壌としている。前トレンチ同様、土壌端部は現水路部に重なるものと考えられる。

第11トレンチ Fig.5 PL.3

福岡城南西隅に残る内堀（6号堀）から東へ約30mの地点に設定した。本地点の北側土壌上には重要文化財南丸多聞櫓があり、櫓南側土壌頂部と土壌下端部（調査地点）との比高差は20mを測る。土壌端部を南北に4.7m断ち切って調査した。⑦層以上は全て擾乱層であり、⑧層が土壌盛土である。旧来の表土は残っていない。また土壌盛土は基盤層である粘質土を掘削したものを使っている。

第12トレンチ Fig.5 PL.3

第11トレンチの東側約20mに設定した。南北に4.1mの長さを調査した。土層の状況は第11トレンチとはほぼ同様である。

第13トレンチ Fig.6 PL.3

第12トレンチの東約50mに設定した。南北に4.8mを測る。①～③層まで表土と後世の盛土で、④～⑦層が土壌盛土、⑧層が基盤（粘質土）である。土壌盛土はおおむね基盤掘削時の堆土であるが、一部には砂を用いており、西側から運んできたものと見える。

第14トレンチ Fig.6 PL.3

第13トレンチから東へ約22mの地点である。南北に4.8mである。削平が著しく、③層まで現代の層。④層は土壌盛土で、細砂を盛り上げている。

第15トレンチ Fig.6 PL.3

第14トレンチの北東約40mに設定した。南北5.1mを測る。福岡城天守台の真南にあたる位置で、天守台頂部とトレンチの比高差は実に約35mを測る。上壇端部（南端）で急激に落ち込んでいるが、これは後世の掘削によるものである。①～⑤層まで現代層で、⑥層が土壌盛土、⑦層が基盤である。基盤および土壌盛土は粘質土である。

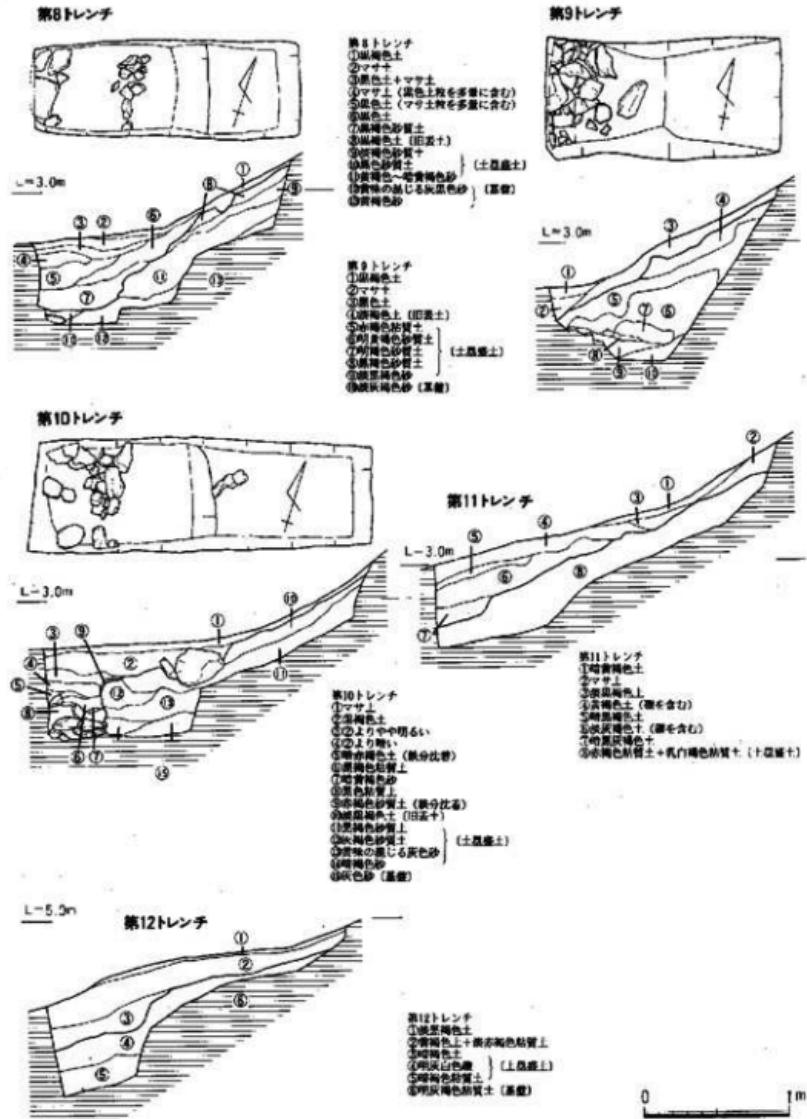


Fig. 5 第8-12トレンチ実測図

第16トレンチ Fig.6 PL.3

第15トレンチの東北東約52mの地点である。当地点周辺には樹木等の障害物が少なかったため、南北に11.5mの長大なトレンチを設定した。土壘中位部の標高3.5mの位置に幅約2m強の平坦地が存在することを確認し、犬走りかと思われたが、東側の第17トレンチでは検出できなかった。土壘を覆っていた旧表土層を2枚確認できる。⑥層が第一次、⑦層が第二次の表土である。⑧～⑩層が土壘盛土で、基盤である⑪層風化頁岩を掘削して盛り上げている。

第17トレンチ Fig.7 PL.4

第16トレンチの東北東約50mの地点に設定した。16同様長めで南北長は10.4mを測る。⑧層以上は埋立土などの現代層である。⑨層は旧表土、⑩～⑪層は土壘盛土であるが土壘下端付近では削平されて残っていない。⑫層が基盤の風化頁岩で、これを掘削した排土を土壘として盛り上げている。

第18トレンチ Fig.7 PL.4

第17トレンチの東北東約28mに設定した。二の丸南東隅からは西南西へ約50mである。北側に公園舗道が接するため、南北長は5.4mとやや短い。当地点でも土壘端部の削平が著しい。土層は⑨層まで現代層で、⑩層が旧表土、⑪層が風化頁岩を盛り上げた土壘構築層である。⑫層は基盤層で、風化頁岩の上に砂岩が乗っており、自然的な地層の逆転現象を示している。

第19トレンチ Fig.7 PL.4

二の丸南東隅から北に約20mの地点に設定した。当地点は土壘を含めた城内壁が南北に走行する地区内にあり、土壘は東に傾斜している。公園舗道があるため調査範囲が限られ、トレンチは東西に4.2mの長さである。壁面崩壊の恐れがあるため現地表面から2.7mの深さで掘削を断念した。土壘盛土層や基盤層には達しなかった。

第20トレンチ Fig.7 PL.4

第20、21トレンチは土壘が東西に走行する地域にあり、現在調査中の鴻臚館跡と推定される遺構群の南端部に相当する。第20トレンチはその西隣に城内壁の入隅部が存在する。土壘端部を南北5mの長さにわたって調査した。⑬層までは現代の盛土と見られる。⑭層は暗褐色の粘質土であり、第21トレンチでの観察から古代～中世の遺物を包含する層であることが確認されている。⑮層の基盤土は風化頁岩が流出堆積した粘土層で、風化頁岩の直上に存在する層である。当トレンチでは明確な土壘盛土は確認できなかった。

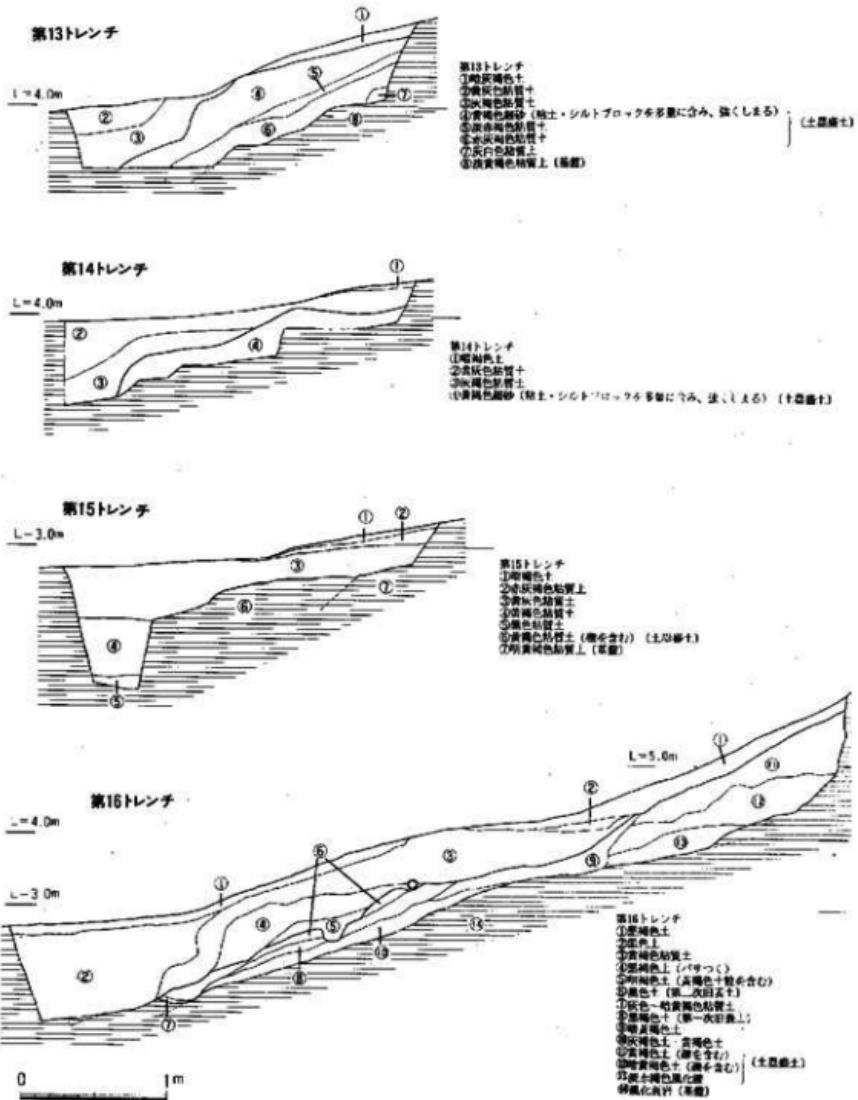
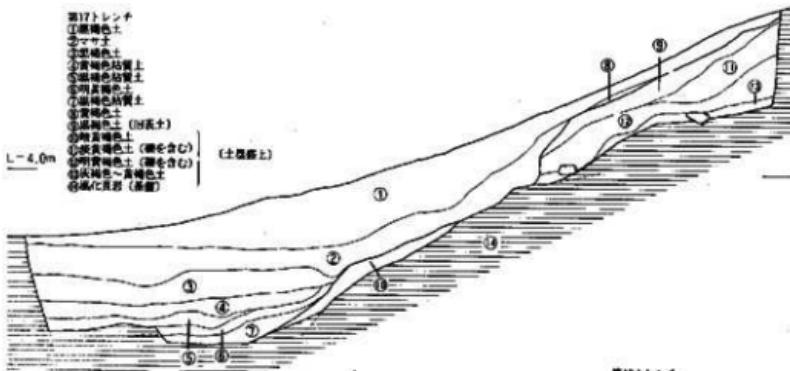
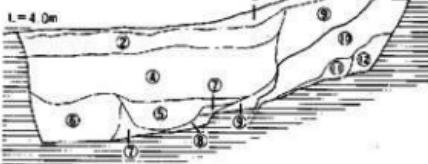


Fig. 6 第13-16トレンチ実測図

第17トレンチ



第18トレンチ

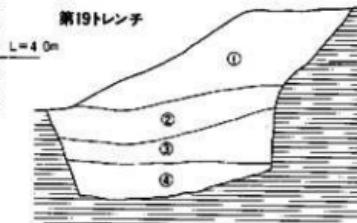


第18トレンチ

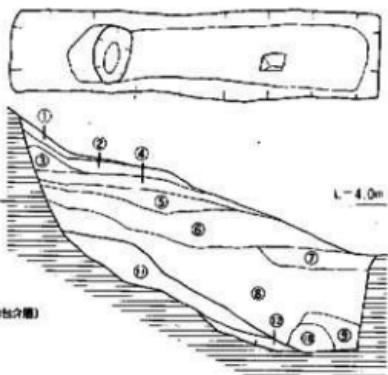
- ①暗褐色土
- ②暗褐色土
- ③深褐色土
- ④深褐色粘質土 (砾石を含む)
- ⑤深褐色土 (砾石を含む)
- ⑥砂
- ⑦深褐色粘質土
- ⑧深褐色土
- ⑨深褐色土
- ⑩深褐色粘質土 (日置土)
- ⑪深褐色粘質土 (土壌土)
- ⑫砂質青土・氯化貝付 (基盤)

第19トレンチ

- ①暗褐色土
- ②砂質褐色土
- ③灰褐色粘質土
- ④灰褐色粘質土



第20トレンチ



0 1m

Fig. 7 第17~20トレンチ実測図

第21トレンチ Fig.8~10 PL.4

第20トレンチから約60m東に設定したが、近世の石積みを検出したため大幅に西側へ調査区を拡大した。調査はまず東側の南北に長いトレンチから始めたが、北端部で南西側へ下る落ち込みを検出したため西側へ拡張し、石積みを検出した(A)。当初検出したこの石積みが西側へ伸びて行くため、これを追う形で更にトレンチを掘り進め(B)、最終的に西側に別の調査区を設けて石積みと掘り込みの西端部を確認した(C)。

掘り込みは東西幅22m強に及んでおり、東側ではこの直上に古代～中世の遺物包含層が乗っている。石積みはこの古代の掘り込みを東西に横断する形で構築され、東西長15.8mを測る。石積みは深度まで及んでおり、狭いトレンチ内ではその下部構造まで調査できなかった。

Fig.9はAトレンチの北壁と東壁の断面である。上段下端部は削平されている。①～⑤層は埋土、⑥層は表土、⑦～⑨層は上段盛土、⑩層は古代～中世の遺物包含層、⑪層は基盤で風化頁岩が流出堆積した粘質土層である。土段盛土には明らかに積直しの痕跡が認められ、⑫～⑬層等の旧上段の上に⑭層以上の新土段が構築され、石積みはこの新土段の構築に伴って施されている。Fig.10は西側へ拡張したCトレンチの北壁と西壁の断面である。②～⑧層は後世の掘り込み、⑨～⑯層が土段盛土、⑰層の基盤はAトレンチと同じ粘質土である。以上の土層の状態から見て、築城時にはこの地点に巨大な窓みが存在しており、初めはこれにじかに盛上したが、後に地滑りを起こして崩壊したため石積みで補強して再度土段を盛ったという経緯が伺われる。

当トレンチの北側台地上には鴻臚館跡と見られる遺構群が展開しており、現在調査中であるが、鴻臚館跡の東西幅を一町に求めた場合、その中軸線は地形的に見てB-Cトレンチ間を通ると想定されるため、前記の掘り込みが鴻臚館跡南門に関連するものである可能性がある。そのため鴻臚館跡調査の一貫として平成元年度（本報告になる福岡城調査の次年度）に当地点を再度調査した結果、南門跡と想定される基壇跡を発見したが、その際に石積みが南北幅2.3m、東西長15.8mの規模で石段状に構築されたものであることが分かった。

第22トレンチ PL.4

福岡城北東部に架けられた上の橋南西脇で掘削したトレンチである。当地点は平和台野球場建設時に内堀の一部を埋めて通路とした部分で、野球場内を掘削した際に発見された礎石を埋め込んだと聞く。重機で約4mほど掘削したが、礎石とともに出土した遺物は全て近世以降のものであり、野球場内の礎石列は福岡城家老屋敷に関連したものであった可能性が強い。

第23トレンチ Fig.11

当遺構は調査終了後の水路建設時に発見されたものである。位置は城南側の第16～17トレン

第21トレンチ配置図

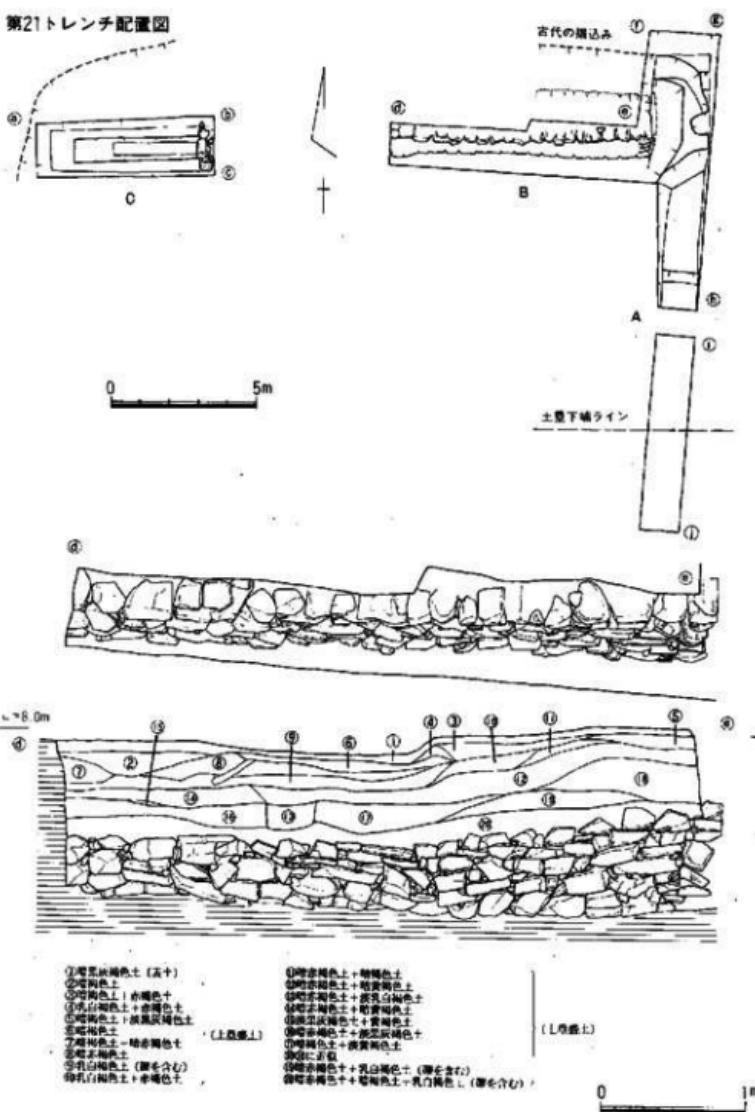


Fig. 8 第21トレンチ実測図・I

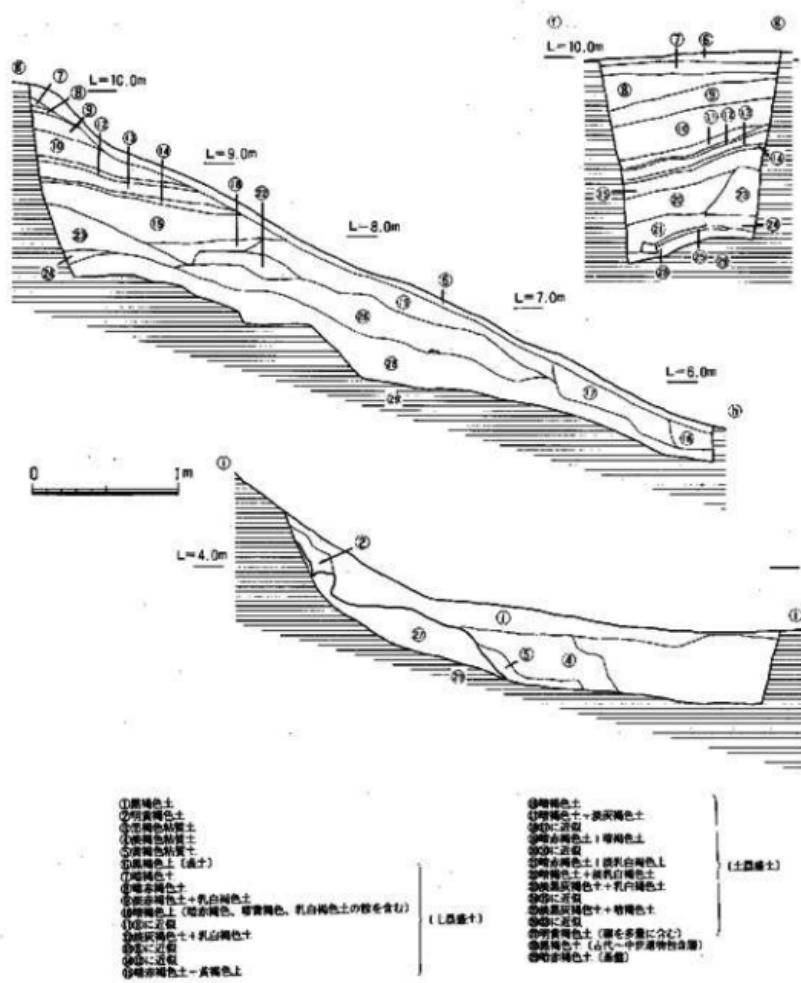


Fig. 9 第21トレンチ実測図・II

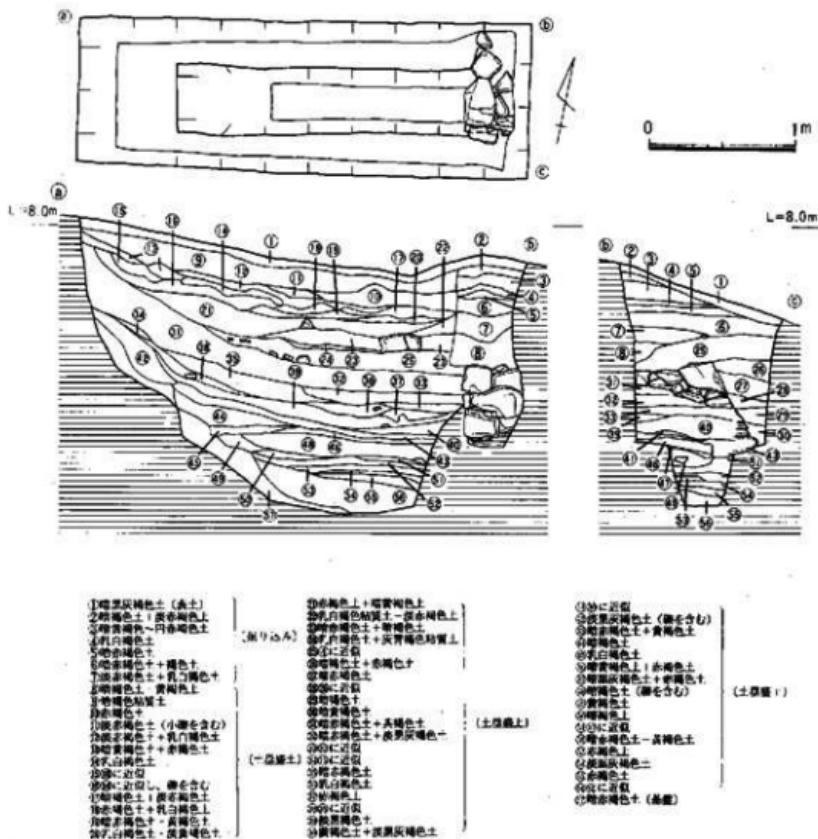


Fig. 10 第21トレンチ実測図・III

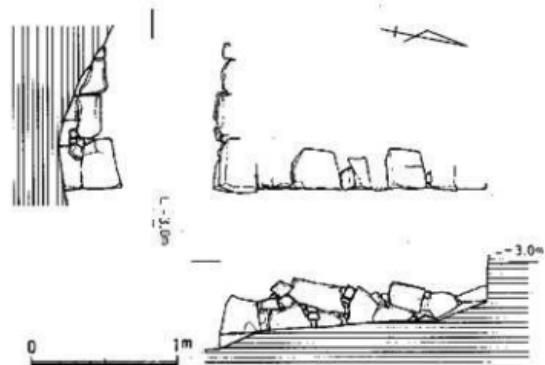


Fig. 11 第23トレンチ実測図

子間にあたる。検出された造構は出隅部分の石垣で、二段めまでを確認した。石垣の天端は標高2.6m前後である。城南側の他のトレンチでは石垣および裏込石等は全く検出されていないが、各入隅、出隅部分にのみこのような石垣が構築されていた可能性がある。

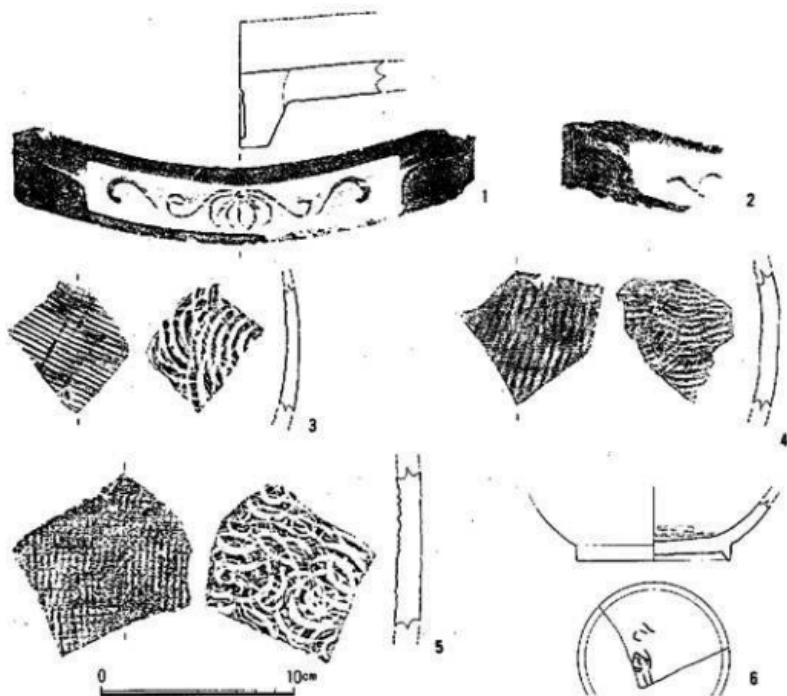


Fig. 12 出土遺物実測図

3. 遺物

計23ヶ所のトレンチからはコンテナ2箱の遺物が出土した。大半が第21トレンチで得られた鴻臚館跡に関連する遺物だが、この他特記すべき事に、西側の第2トレンチから須恵器、南側の第16トレンチから布目瓦が出土しており、周辺に古代遺跡の存在が想定される。

1、2は近世の軒平瓦である。1は第2トレンチ、2は第21トレンチから出土した。1は瓦当内面に均整唐草文を施す。同様な文様を持つものが過去の採集品の中にある。3～5は須恵器甕の破片で、第2トレンチより出土した。3点とも別個体で、ともに外面に平行タタキを施している。6は越洲窯系青磁の碗である。底部片で、高台は削出し、全面にオリーブ色の釉薬が施されている。外底面に線刻が施されており、一見絵画（人物？）のようにも見える。第21トレンチより出土した。

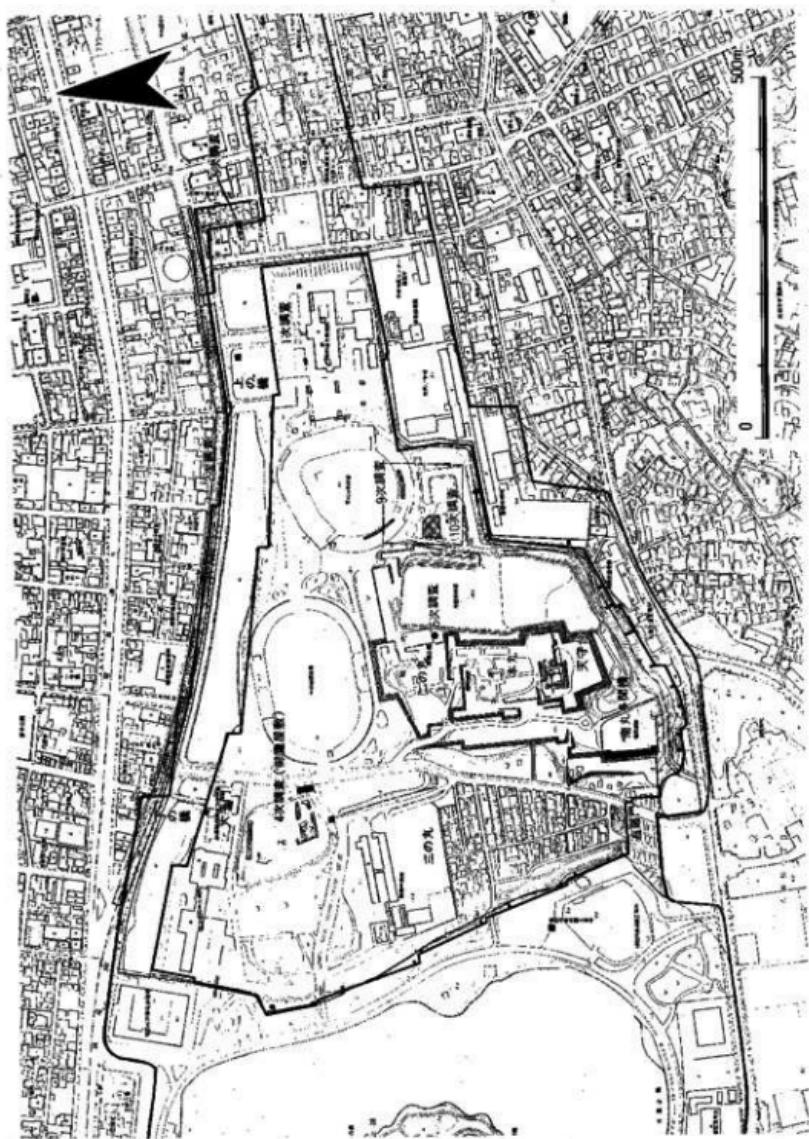
IV. 小結

今回の調査成果は以下の2点になろう。

- ①城西側は土堀部にのみ石積みを施す、いわゆる腰巻石垣である。これに対し城南側では岩盤が露出しているためか一般に石垣が無く、第23トレンチのような出隅あるいは入隅部分にのみコーナー部分を補強するための部分的な石垣が施されている。
- ②城西側では砂地の上に石垣を築いている。下部構造は把握できなかったが、石垣上部の土壙も砂を盛り上げているところが多く見られる。これに対し、城南側では福岡城一帯の基盤地質である風化頁岩、砂岩等の岩盤が露出している。このことは「筑前国統風土記」に記されている福岡城築城以前の地形『城の西の方、むかしは福崎の汀まで入海有て、廣き瀧入の斥地なりしを、此城築るゝ時、是を埋て平地とせは、人力多く費なん』『城の南方は、赤坂山より本丸の山につゝきて、要害のためあしかりしかば、山をほり切て隙とし』という状況を裏付けるものと言えよう。

今回の調査の主眼は今まで未調査であった城西側と南側の内堀内壁の正確なラインを検出することにあった。今回の調査成果と、過去に地下鉄建設に伴って行われた城北内堀外壁の調査成果、また現在残されている石垣の状況などを併せて、内堀の外郭線復元を試みたのがFig.13である。未だ不明な部分が多くあり、V章に掲載をお願いした福岡城古絵図等の更なる収集と検討、また発掘調査などによる福岡城の実態解明が切望される。

Fig. 13 福岡城内堀内盤元図



以上、①～⑦が「年表稿」に掲げた「天守」史料である。年表に掲げなかつた次の⑧⑨⑩も一連のものとみることが可能である。

⑧ 慮申聞候 石垣之儀某月十二日おつかせ可申候間 可成其意候

則者到明両人可有持參候 此由各へ可申候 其内石を寄させ

可申候 恐る謹言

七月廿四日

如水 御書判

野口 介殿

益田 与介殿

(野口)

⑨ (略)

天守之石垣今日お可被申付候 由斯ハ有間敷候へとも精を

入可被申候

八月十一日

如水 (花押)

(栗四郎右衛門殿)

(井九郎右衛門殿)

(黒惣右衛門殿)

(後又兵衛殿)

(母多兵衛殿)

(黒三左衛門殿)

(三奈印)

以上

惱申遣候

毛りをひね候ハ、正安此方へこし可申事

一 天守を此月中ニ柱立可仕候間、其運大工・奉行ともへかたく

可申聞候 恐る謹言

二月十五日

黒田三左衛門殿

(三奈印)

この他、「大守南の方つきさしの石垣急つき可申候」(三奈印)や、四人づつ四番の「天守之番衆」を定めた史料(資料係)などがある。

⑤一 天守二有之道具并家内之道具、何も諸道具之分不残相改、大

帳二仕、不體用内匠・十大夫向人三当、可指越付

極月十五日 忠之 御書判

郡 正大夫とのへ

(都家譜)

③は黒田長政達言覚写であり、官兵衛は長政の四男高政で初代東

蓮寺藩主(後、直方藩と改称)である。一ノ谷の甲は、黒糸威胸丸

具足の名称で国の重要文化財の指定を受けている。④⑤は、一代藩主

忠之の判物である。忠之の藩主就任・退任年月日は元和九(一六二

三)年十月一承応三(一六五四)年一月十二日である。⑥⑦の内容

は、①②に見える天守破却の記事と相連して忠之代の大守の存在を

示している。いずれにしろ構造・規模は不明ながらも何らかの構築

物の存在を示すものである。なお、正保三(一六四六)年前に成つ

た城翁園には天守ではなく、天守台が西かれるのみである。

以上のように天守の存在を前提とすれば、次の⑥⑦は長政が福岡

城大守の誓請について指示していることごくに考えられる。

猶以、此状吉へも見せ可申候 以上

昨日到伏見、罷着付

其地普請之儀、てんしゆノうら石かき、九月中二出キ外様

ニト、告ニ中遠外間、御右衛門井年寄共しめ普請所ニ相

詰いか、石場ニ居外而振舞ニあろき申候か、又ハ知行所へ

そいりくつろき申か、毎日よく見外而つけおき可申候、

油断有間敷付事

一 (略)

八月廿六日 長政 御書判

上原与平 次とのへ

堀 久 七とのへ

(林組)

林 太郎右衛門とのへ

(林組)

諸々、我木下国作ハぬ已前ニ、大守どだい出来合様構入可申

付候、権右衛門ニ申意候うち、石かきをも可申付候、以上

其地普請之儀、無袖断筋入可申候、隨面城山手かきよりのおか

び之所、拾走間ニ石垣づき申候へと申付置候所、たとへたとへ

如水ニミ相連候とも、前之ことくニ可申付候、三十間ニ屋矢

倉井天守之明間候、為其申越候、謹言

黒中
長政 御黒印

益田 与介殿

野口 左介殿

(野口印)

⑦の黒甲長政は黒田甲斐守長政。長政の筑前守任官は慶長八(一

六〇三)年三月二十五日なのでそれ以前のものである。なお、長政

の京着は慶長八年二月一十二日。「城山手かさよりのおかび之所」の

叙述は福岡城築城中の福崎の地形を想わせる。

術研究等且又建築斯道の参考となるのみならず、「此上ナキ萬時ノ好紀念物」として、「風致景容ノ設備」ともなるといふものである。興福寺の五重塔が金十五円で落札された（石井研堂「明治事物起源」）（高田良信「法隆寺日記」をひらく）[NHKブックス10]では

は明治二十九年に「百五十円で買ひ手が付いた」という「大和新聞」の記事を引く。「文明開化」の時代と、官内省に臨時全国宝物取調局が設けられ「九鬼隆一」の下、フエノロサ・狩野芳崖・岡倉天心がその権を命じられたのが明治二十一（一八八〇）年であった時代背景を想う時、この申請理由に「由緒」を「文明」化する高い認識を見る思いがする。ちなみに偶然ながら、岡倉天心が九州を旅し、博多福寺で「聖福寺古地図一巻」を検分したのが「岡倉天心」「九州・支那旅行日誌」これよりも五年後の明治四十五（一九二二）年のことであつた。

二 天守について

「年表稿」に掲げた「天守」関係史料は以下のとおりである。

先ず次の①のは、文化財保存計画協会が熊本城宇土櫓他の修理、復元のため「細川家史料」を再調査中見い出されたものである（西日本新聞 平成元年十月十六日付朝刊参照）。

八月四日

忠之 御書判

① 黒筑前殿之儀、二・三日前御目見被仕候、内々御めし候て

被下候様ニ申候つる、左も無御座候候、御前へ被出候時、當暮ニ罷下候ハシニ思召候ハシニ、もやく罷下候山、御意之通承及候、

又、主居城をも、大かたなまやく被仕候面被參候様ニ、下々取沙汰申候、いつれニ天主などをくづされ候事ハ必定之様ニ申候、定可被聞召と存候事。

〔元和六（一六一〇）年三月十五日〕（細川）

② 尚々、（略）、又ちく前縁達之事、何とも取沙汰無御座候、ふく間の天主、又家延もくづし申候、御代ニハ城も入不申候、城をとられ申候ハ、御かけを以取返し可申と存、如右申付候よし被申上と承候、（略）

〔元和六（一六一〇）年三月十六日〕（細川）

③ から福岡城大主（守）が取り壊される噂があつたこと、④から長政の恭順の姿勢（御代ニハ城も入不申候、城をとられ申候ハ、御かけを以取返し可申）が知られる。天守の存在を窺わせる史料である。

ところで福岡藩側にもこれと呼應する以下の史料を見い出せる。

⑤ 高麗にて我亦着候ノ谷ノ申遣候、福岡天守ニ有之

〔元和九（一六一三）年一月二十日〕（晋藩）

〔元和九（一六一三）年一月二十日〕（晋藩）

⑥ 伊藤二郎兵へ差下候矣、申遣候、爰元銀子無之候間、銀子式百貫目御從天守取出、二郎兵へニ相渡可指越候、為申遣候也

〔郡正太夫とのへ〕

〔郡正太夫とのへ〕

原因は資料が無いためなのか、年一二二回の問い合わせも毎年のことではなれば時々ではなく頗るの問い合わせと受け取るべきではないか、などの疑問も生まれた。従つて、先ずは手近にある資料を検索して整理することが必要ということになった。本「年表稿」はその結果である。

出典一覧をこ記すだければお分りのように、検索を試みた資料のはほとんどが既に活字化されたものである。従つて、活字化されていない福岡県立図書館その他に収められる古文書史料に及んだものでもない。更に佐賀藩を始めとする近隣藩の史料、また、幕府史料についても同様である。以上が、「年表稿」とする理由である。

二 掲載事項について

事項欄に掲げた内容は第一に着替・作事に関するものを中心とした。江戸城天守台を始めとする幕府による所謂お手伝着替・福岡藩江戸里敷の着替・作事に関するものが多く掲げるようにした。石切場や木材の伐採地、逐漸に開拓する資料がそこに見い出せるからである。次にまた、同様の観点から福岡城下及び筑前國の風水書や火災、地震等の災害も多くを掲げるようにならした。

本来、備考欄を設けて掲げるべき性格のものも紙幅の制約上一同欄に掲げた。

年表の性格上、にわかに年代を観定できない史料は割愛した。例えば、現在刊行中の「福岡県史」(新日本文化協会 地域史研究所

刊)のうち近世史料編福岡藩初期(上)(下)(昭和五十七・八八年刊)には如水・長政時代の着替・作事に関する史料が豊富に収録されているが、年代と場所を特定することが困難であり割愛した。

なお、年代の範囲については慶長五(一六〇〇)年の黒田氏の筑前國入国から、昭和二十(一九四五)年までとした。明治維新後の城跡の変更については、そのあとを追うことの重要性を認識させられるが、紹介済みの資料類で出典を確認できなかったものもあり、全体として明治維新以後に関しては今後の所在調査を期したい。

明治維新後の一九四五年までの福岡城関係資料の中でも最も注目されるのは「明治初年 福岡県美術其他ニ開スル記録」(福岡県史編さん資料78-17)、福岡市立図書館蔵)と、「崇福寺文書」(崇福寺文書編一冊、福岡市博多区千代四丁目7-79)とであろう。前者は、福岡城三の丸を桑茶製造試験場にして殖産興業を試みた記録であり、その一端は高野孤庵氏が「平和台の考古資料(一)」(昭和四十七年)で「福岡県史稿」(福岡県立図書館蔵)所収の大藏省指令等を引いて紹介されている。後者は、福岡城櫓・城門・私邸に關する史料である(同史料は、「福岡市の近社寺宇建築」調査責任者土田充義氏、福岡市教育委員会 平成二年刊)に花見櫓・塙見櫓の平面略図とともに所収)。

後者の権利下に関する申請理由は、崇福寺が黒田家の菩提寺である由緒をもつことを前提として、以下の如く述べられている。

「斯ノ如キ藍城岩附屋ノ権利ハ今日ニ於テ容易ニ見ルベカラザル特殊ノ建築物」であり、「歴史研究上ノ参考」、「各種ノ学校生徒及学

- 西家 茂家文書 「福岡市史」近世史料編纂委員会編 (一) (2) 西日本文化協会全般歴史研究会 平成57年
 日記 齋藤宗良記「福岡市史」近世史料編纂委員会編 (二) (3) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和57年
 西口 齋藤宗良記「福岡市史」近世史料編纂委員会編 (一) (2) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和57年
 午報 「六〇四年度イエヌス会稿」 Robert CLEIR S.J. 「福岡市における清多のキリストン」(キリストン研究) 第19編 吉川弘文館
 阪口 54年
 鹿児島大「明治維新・鹿児島・鹿児島・人物志」著者未定 平成元年
 林林木文書 「福岡市史」近世史料編纂委員会編 (一) (2) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和57年
 林木 (鹿児島文書) 「鹿児島市史」(鹿児島市史研究会編) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和57年
 廣瀬 岩田文書 (一) (2) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和57年
 廣瀬 岩田文書 (二) (3) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和57年
 分譲 福岡地方公団設計「福岡三藩設置」福岡地方史調査会 昭和57年
 平和 美術振興会「福岡考古学研究会」昭和57年
 桃原 桃原信子 昭和57年
 藤川 藤川家作舟人 大日本洋行社刊
 步兵 步兵洋行人ヒマラヤ山脈中華人民共和国用軍事地圖 漢語用軍事地圖公会編 著者未定 昭和57年
 ハーマン・ローリー Hubert CLEIR S.J. 「西日本史における清多のキリストン」(キリストン研究) 第19編 古川弘文館 昭和57年
 三森 三森木文書 「福岡市史」近世史料編纂委員会編 (一) (2) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和57年
 南九 横浜坂本多聞傳説的考察「福岡城南九の横浜坂本多聞傳説的考察」(西日本文化協会全般歴史研究会) 昭和58年
 矢野 矢野義久著「福岡市史」近世史料編纂委員会編 (一) (2) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和58年
 毛利 毛利家文書 「福岡市史」近世史料編纂委員会編 (一) (2) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和58年
 山中 山中家文書 (鹿児島文書) (鹿児島文書)
 藤森 藤森文書 「福岡市史」近世史料編纂委員会編 (一) (2) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和58年
 佐田 佐田文書 (鹿児島文書) (鹿児島文書)
 斎藤 斎藤文書 「福岡市史」近世史料編纂委員会編 (一) (2) 西日本文化協会全般歴史研究会 昭和58年
 福岡市教育委員会「福岡市教育委員会」昭和58年
 福岡市教育委員会「十四郎隊旗紀念祭」(西日本文化協会全般歴史研究会) 昭和58年

凡例に代えて

一はじめに

「福岡城関係資料年表稿」(以下、「年表稿」とする。)に若干の注記を加えたい。

國の史跡福岡城跡の環境整備については長年にわたる取り組みがなされてきたところであるが、一九八七(昭和62)年春から始まつた鴻臚館跡発掘調査を契機にしていわばその上物である福岡城跡への関心の度合も更に増した感がある。昭和六十二年度には「舞

と/or)で、從前より年に一・二回程福岡城についての問い合わせはあつていた。それは四十七の倍があつたと記されているが、その四十七の名称を知りたいとか、反対文中に通じる抜け穴があつたと聞くが今もあるのかとか、舞鶴城という別称の由来を知りたいとか、のものであつた。加えて前記の状況の出来の中で更に資料を要求される照会が増えたのであるが、正論を得た回答は難しかつた。その

明治年		明治二十九（一八九六）		明治三十二（一八九九）		明治三十四（一九〇二）		明治三十五（一九〇三）		明治三十六（一九〇四）		明治三十七（一九〇五）	
三月	二十日	二月	二十一日	三月	二十二日	三月	二十三日	三月	二十四日	三月	二十五日	三月	二十六日
九月	四日	六月	六日	七月	八年	八月	九年	九月	十日	十月	十一日	十一月	十二日
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
是	是	是	是	是	是	是	是	是	是	是	是	是	是
十四	(一九〇四)	十九	(一九〇四)	二十	(一九〇四)	廿一	(一九〇四)	廿二	(一九〇四)	廿三	(一九〇四)	廿四	(一九〇四)
年		年		年		年		年		年		年	
昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年	昭和二十年
西原義	西原義	西原義	西原義	西原義	西原義	西原義	西原義	西原義	西原義	西原義	西原義	西原義	西原義
新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
水谷邦一時城内へ進駐。（成績）	・米倉第一時城内へ進駐。（成績）	・大谷の東、南側の城を立ててある。（成績）	・西側の大谷を守るために城を立ててある。（成績）	・金子義太郎、花見山の城を守る寺へ、本丸裏門へ、飛矢攻めで、城を落す。（成績）	・土木工事へ、飛矢攻めで、城を落す。（成績）								
・水谷邦一時城内へ進駐。（成績）	・米倉第一時城内へ進駐。（成績）	・大谷の東、南側の城を立ててある。（成績）	・西側の大谷を守るために城を立ててある。（成績）	・金子義太郎、花見山の城を守る寺へ、本丸裏門へ、飛矢攻めで、城を落す。（成績）	・土木工事へ、飛矢攻めで、城を落す。（成績）								

		月日
元治	元(二八六四)	長和
明治	元(二八六四)	慶応
明治	二(一八七〇)	元(二八六五)
明治	三(一八七一)	二(一八七一)
明治	四(一八七二)	三(一八七二)
明治	五(一八七三)	四(一八七三)
明治	六(一八七四)	五(一八七四)
明治	七(一八七五)	是年
明治	八(一八七六)	一月上旬
明治	九(一八七七)	二月
明治	十(一八七八)	三月
明治	十一(一八七九)	四月
明治	十二(一八七〇)	五月
明治	十三(一八七一)	六月
明治	十四(一八七二)	七月
明治	十五(一八七三)	八月
明治	十六(一八七四)	九月
明治	十七(一八七五)	十月上旬
明治	十八(一八七六)	一年
明治	十九(一八七七)	
明治	二十(一八七八)	
明治	二十一(一八七九)	
明治	二十二(一八七〇)	
明治	二十三(一八七一)	
明治	二十四(一八七二)	
明治	二十五(一八七三)	
明治	二十六(一八七四)	
明治	二十七(一八七五)	
明治	二十八(一八七六)	
明治	二十九(一八七七)	
明治	三十(一八七八)	
明治	三十一(一八七九)	
明治	三十二(一八七〇)	
明治	三十三(一八七一)	
明治	三十四(一八七二)	
明治	三十五(一八七三)	
明治	三十六(一八七四)	
明治	三十七(一八七五)	
明治	三十八(一八七六)	
明治	三十九(一八七七)	
明治	四十(一八七八)	
明治	四十一(一八七九)	
明治	四十二(一八七〇)	
明治	四十三(一八七一)	
明治	四十四(一八七二)	
明治	四十五(一八七三)	
明治	四十六(一八七四)	
明治	四十七(一八七五)	
明治	四十八(一八七六)	
明治	四十九(一八七七)	
明治	五十(一八七八)	
明治	五十一(一八七九)	
明治	五十二(一八七〇)	
明治	五十三(一八七一)	
明治	五十四(一八七二)	
明治	五十五(一八七三)	
明治	五十六(一八七四)	
明治	五十七(一八七五)	
明治	五十八(一八七六)	
明治	五十九(一八七七)	
明治	六十(一八七八)	
明治	六十一(一八七九)	
明治	六十二(一八七〇)	
明治	六十三(一八七一)	
明治	六十四(一八七二)	
明治	六十五(一八七三)	
明治	六十六(一八七四)	
明治	六十七(一八七五)	
明治	六十八(一八七六)	
明治	六十九(一八七七)	
明治	七十(一八七八)	
明治	七十一(一八七九)	
明治	七十二(一八七〇)	
明治	七十三(一八七一)	
明治	七十四(一八七二)	
明治	七十五(一八七三)	
明治	七十六(一八七四)	
明治	七十七(一八七五)	
明治	七十八(一八七六)	
明治	七十九(一八七七)	
明治	八十(一八七八)	
明治	八十一(一八七九)	
明治	八十二(一八七〇)	
明治	八十三(一八七一)	
明治	八十四(一八七二)	
明治	八十五(一八七三)	
明治	八十六(一八七四)	
明治	八十七(一八七五)	
明治	八十八(一八七六)	
明治	八十九(一八七七)	
明治	九十(一八七八)	
明治	九十一(一八七九)	
明治	九十二(一八七〇)	
明治	九十三(一八七一)	
明治	九十四(一八七二)	
明治	九十五(一八七三)	
明治	九十六(一八七四)	
明治	九十七(一八七五)	
明治	九十八(一八七六)	
明治	九十九(一八七七)	
明治	一百(一八七八)	

*油で馬場の馬糞、前方を馬糞の匂ひ、後方の馬糞、新馬場の匂ひうける。(家作)

下の足場の隣、新馬場の内に山上の社を建て、祭礼行なわれる。(油の祭神)

(後) 安永二年社地を購入。(市井に油と祭神の社と相應に購入する。)(家作)

六月十六日 中壇の御陰の札を講習する。(油の祭神)

六月十七日 牧口者合せ油屋の辻にて奉祝。(油の祭神)

六月十八日 船井より「油と至り、家老中を束縛め、父子立草事を見へ。」

六月十九日 油井より「七十日、七月十七日、八月廿六日にも組毛にて催される。」(家作)

六月二十日 油井より「油と至り、山莊の花葉を貢す。(家作)

六月廿一日 油井、三の九日の第廿四の役の船にて召来る。(家作)

六月廿二日 組大久保、松田郷上上の役の船にて召来る。(家作)

六月廿三日 船井、松田郷の裏舟廻先子、(家作)

六月廿四日 大久保、松田郷の裏舟廻先子、(家作)

六月廿五日 道井、大久保の知行油石屋。(家作)

六月廿六日 道井、大久保の知行油石屋。(家作)

六月廿七日 道井、大久保の知行油石屋。(家作)

六月廿八日 道井、大久保の知行油石屋。(家作)

六月廿九日 道井、大久保の知行油石屋。(家作)

六月三十日 道井、大久保の知行油石屋。(家作)

七月一日 安永四年一月二十日、(家作)

七月二日 安永四年二月十一日、(家作)

七月三日 安永四年三月十二日、(家作)

七月四日 安永四年四月十三日、(家作)

七月五日 安永四年五月十四日、(家作)

七月六日 安永四年六月十五日、(家作)

七月七日 安永四年七月十六日、(家作)

七月八日 安永四年八月十七日、(家作)

七月九日 安永四年九月十八日、(家作)

七月十日 安永四年十月十九日、(家作)

七月十一日 安永四年十一月二十日、(家作)

七月十二日 安永四年十二月廿一日、(家作)

七月十三日 安永五年正月廿二日、(家作)

七月十四日 安永五年二月廿三日、(家作)

七月十五日 安永五年三月廿四日、(家作)

七月十六日 安永五年四月廿五日、(家作)

七月十七日 安永五年五月廿六日、(家作)

七月十八日 安永五年六月廿七日、(家作)

七月十九日 安永五年七月廿八日、(家作)

七月二十日 安永五年八月廿九日、(家作)

七月廿一日 安永五年九月卅日、(家作)

七月廿二日 安永五年十月廿一日、(家作)

明和元（一七六四）	正月	西	正月八日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	西南	正月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	西北	二月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	四月	北	三月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	五月	东北	四月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	六月	东	五月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	七月	东南	六月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	八月	西南	七月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	九月	西	八月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	十月	西北	九月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	十一月	东北	十月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	十二月	东	十一月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	正月	东南	十二月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和二（一七六五）	正月	西南	正月八日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	西北	正月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	北	二月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	四月	东北	三月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	五月	东	四月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	六月	东南	五月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	七月	西南	六月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和三（一七六六）	正月	北	七月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	东北	八月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	东	九月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	四月	东南	十月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	五月	西南	十一月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	六月	西北	十二月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和四（一七六七）	正月	西	正月八日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	西南	正月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	西北	二月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	四月	北	三月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	五月	东北	四月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和五（一七六八）	正月	东	五月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	东南	六月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	西南	七月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	四月	西北	八月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和六（一七六九）	正月	北	九月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	东北	十月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	东	十一月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和七年（一七七〇）	正月	东南	十二月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	西南	正月八日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	西北	正月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和八年（一七七一）	正月	西	正月八日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	西南	正月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	西北	二月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	四月	北	三月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和九年（一七七二）	正月	东北	四月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	东	五月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	东南	六月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和十年（一七七三）	正月	西南	七月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	西北	八月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	北	九月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
明和十一年（一七七四）	正月	东北	十月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	二月	东	十一月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等
	三月	东南	十二月廿九日	農耕・春耕・立春の祝賀等

月日	事件
五月五日	糸井、五（一七五五）
五月十四日	糸井の船、福岡に進し、大審院にて出立す。（家連）
六月九日	糸井部野方村大典が、社を改め、正通宣、新たに石の碑を立てる、祭事として、年一、供を奉げる。（家連）
六月九日	糸井高、吉田玉松の名を、義理改め、房間にて拜謁する。（家連）
九月十三日	糸井高、房間のつづき、拜謁する。（家連）
十月二日	糸井高、房間の許可出立。（家連）
十一月七日	糸井高、佐藤左衛門の内親代。（家連）
十一月七日	糸井高、重政の娘を祝い、房間にて出立する。（家連）
十一月八日	糸井高、吉田村での豊臣十三歳の法事にて出席するため、上へ下りて出立するが、馬用の引ひ立子。（家連）
十一月九日	糸井高、元文四年中設置の三河守護の水門を子孫以前の如く既に直したる所、詮園を以て何と許可せる。（家連）
十一月十二日	糸井高、成吉世の別館にて御宿し、共に遊覧す。（家連）
十一月十三日	糸井高、下の諸藩間にて、家老、用勤、納戸、頭等を召して懇親。（家連）
十一月十四日	糸井高、別館の和歌を披露。（家連）
十一月十五日	糸井高、重政の娘を送り、房間にて出立する。（家連）
正月十五日	糸井高、重政のために、福井屋、の丸内に居宅を造らる。（家連）
正月十五日	糸井高、重政初にて博多、福井屋敷に御て御接待し、若狭守、兵法講にて奉教す。それより一の丸の新館に入れる。（家連）
正月十五日	糸井高、本庄兵貞の實、丹波守、徳川家康の子、徳宗、石田信義、元文四年中設置の三河守護の水門を子孫以前の如く既に直したる所、詮園を
四月十四日	糸井高、成吉世の別館にて御宿し、共に遊覧す。（家連）
四月十五日	糸井高、下の諸藩間にて、家老、用勤、納戸、頭等を召して懇親。（家連）
四月十七日	糸井高、別館にて御宿し、自らの和歌を披露。（家連）
四月十九日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
四月二十日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
四月二十一日	糸井高、住方の社ならびに、神社、兵庫宮に参詣す。（家連）
四月二十二日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
四月二十三日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月一日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月十五日	糸井高、別館にて御宿し、自らの和歌を披露。（家連）
五月十六日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月十七日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月十八日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月十九日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月二十日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月二十一日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月二十二日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月二十三日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月二十四日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月二十五日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月二十六日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月二十七日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月二十八日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月二十九日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月三十日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月三十一日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月三十二日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月三十三日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月三十四日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月三十五日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月三十六日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月三十七日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月三十八日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月三十九日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月四十日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月四十一日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月四十二日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月四十三日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月四十四日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月四十五日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月四十六日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月四十七日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月四十八日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月四十九日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月五十日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月五十一日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月五十二日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月五十三日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月五十四日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月五十五日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月五十六日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月五十七日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月五十八日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月五十九日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月六十日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月六十一日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月六十二日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月六十三日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月六十四日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月六十五日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月六十六日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月六十七日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月六十八日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月六十九日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月七十日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月七十一日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月七十二日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月七十三日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月七十四日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月七十五日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月七十六日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月七十七日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月七十八日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月七十九日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月八十日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月八十一日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月八十二日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月八十三日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月八十四日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月八十五日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月八十六日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月八十七日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月八十八日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月八十九日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月九十日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月九十一日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月九十二日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月九十三日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月九十四日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月九十五日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）
五月九十六日	糸井高、重政を下の船にて招く。（家連）
五月九十七日	糸井高、重政を招請し、と開まで出立え、房間にて家内する。（家連）
五月九十八日	糸井高、下の諸藩に御宿し、ほ方の房延に入り対接す。（家連）
五月九十九日	糸井高、二の丸の先に至り、重政の初入を祝する重政、玄蕃に由良入、詮園に室入す。重政父の後、小川柳左衛門を詮園にて泊り、房間にて通夜を
五月一百日	糸井高、下の諸藩にて家老の名を授ける。（家連）

吉田某、實作の松木三本を贈る。〔吉田〕

（吉田）

吉田、青田、六郎大太夫半右衛門に召す、「一千石加増す。〔家連〕」〔古田〕

（吉田）

吉田、延平、〔竹義〕、朱色加増の御札にて御手を贈る。老体のため丹青墨により、御墨筆にアンシにて墨り出す。〔吉田〕

（吉田）

吉高、仙台院、〔光之〕、御別御殿のぞとす。〔家連〕

（吉高）

仙台院、仙台院の子、右近院の子、〔家連〕、御別御殿のぞとす。〔吉高〕

（吉高）

吉田、半兵衛、〔山口〕、〔吉田〕、御別御殿のぞとす。〔吉高〕

（吉高）

年	月	日
延喜 七 （二六七九）	九月 二十 年	四月より一の丸を繰る。したがて、是を四十間余。重慶。
延喜 八 （二六八〇）	十一月 一日	聖文子十一年に於ける、御内場の修補許かる。事は西郷庄く、鳥村の東に坐つて御町に及ぶ。島崎に別館あり。石垣際まで水をたたえ、船にて往来。(家作)
延喜 九 （二六八一）	十二月 十六日	於公地に於ける、御内場の修補許さる。事は西郷村上戸御内場奉行す。(家作)
天和 二 （二六八二）	正月 十六日	御内場の水を引き、鳥島に波頭を設置す。(波頭) 須多郡馬鹿崎造出水、治田海岸小浦まで延び。(家作)
貞享 元 （二六八四）	二月 三日	御内場使水を引いて、鳥島に波頭を設置す。(波頭) 佐兵衛、吉田久大夫大事行す。(家作)
貞享 二 （二六八五）	三月 六日	綱政、二十九年正月、御内場三ノ郎、北西ヨリ、事は古田堤年ノ屋敷に御内場、御成門ノ外及ヒ御成門内内ニテ堤年等出題す。御膳以後、綱政、内場場二ノ郎、御内場も並む。(家作)
貞享 三 （二六八六）	八月 十四日	内場場御内場の御内場々修理。(修理) 御内場を事所に於けて許可を得る。(家作)
貞享 四 （二六八七）	三月 十六日	於公地に於ける、御内場の修補許さる。事は西郷村上戸御内場奉行す。(家作)
貞享 五 （二六八八）	六月 十日	御内場の段、御内場の日光の頭を石島尾尾を修補す。(家作)
貞享 六 （二六八九）	七月 十一日	城外の段、御内場の日光の頭を石島尾尾を修補す。(家作)
元禄 元 （二六九〇）	八月 十八日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二 （二六九一）	九月 五月	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 三 （二六九二）	十月 十三日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 四 （二六九三）	十一月 二十日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 五 （二六九四）	十二月 二日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 六 （二六九五）	正月 二日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 七 （二六九六）	二月 五日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 八 （二六九七）	三月 五日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 九 （二六九八）	四月 五日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十 （二六九九）	五月 七日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十一 （二七〇〇）	六月 十七日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十二 （二七〇一）	七月 二十一日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十三 （二七〇二）	八月 九日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十四 （二七〇三）	九月 三日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十五 （二七〇四）	十月 二日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十六 （二七〇五）	十一月 二日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十七 （二七〇六）	十二月 二日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十八 （二七〇七）	正月 二日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 十九 （二七〇八）	二月 二日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十 （二七〇九）	三月 二日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十一 （二七一〇）	四月 三日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十二 （二七一一）	五月 七日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十三 （二七一二）	六月 十一日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十四 （二七一三）	七月 十一日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十五 （二七一四）	八月 十五日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十六 （二七一五）	九月 六日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十七 （二七一六）	十月 九日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十八 （二七一七）	十一月 九日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 二十九 （二七一八）	十二月 九日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)
元禄 三十 （二七一九）	正月 三日	吉田家牛、三ノ郎北西ヨリ、各の近敷に御内場を設立す。(吉田)

光之、家綱の御物を携わる。(家書)
光之、信頼を擧げ、家中に主・時を知らしむ。日産益軒、鷹林を記す。(西田)

東の外の事。毎日之の石製舟方十二面御鏡江戸に寄て候す。(家書)

宿泊用作合付下。(家書)

麻木(鶴谷)を、御茶屋院に通す。内寺守等承。(家書)

光之、望むる者を、心にせしむて行ふに至簡に居候の家。軒を改作し、左へ間取りにひとへ壁をつけて候すことを仕事奉行に命じる。(家書)

光之、御茶屋院にて、吉田増年に馬を贈り。御茶屋院ノ門ノ北ニ正三ノ原、御茶屋院表御門ノ南ニ正三ノ原、御茶屋院ノ原ノ北モモアリ。

光之、信頼を擧げ、家中に主・時を知らしむ。日産益軒、鷹林を記す。(西田)

宿泊用作合付下。(家書)

麻木(鶴谷)を、御茶屋院に通す。内寺守等承。(家書)

光之、望むる者を、心にせしむて行ふに至簡に居候の家。軒を改作し、左へ間取りにひとへ壁をつけて候すことを仕事奉行に命じる。(家書)

光之、御茶屋院にて、吉田増年馬を贈り。御茶屋院ノ門ノ北ニ正三ノ原、御茶屋院表御門ノ南ニ正三ノ原、御茶屋院ノ原ノ北モモアリ。

光之、信頼を擧げ、家中に主・時を知らしむ。日産益軒、鷹林を記す。(西田)

宿泊用作合付下。(家書)

V、福岡城関係資料年表稿

年	月	日	記録
慶長五（一六〇〇）	九月	十九日	長政、薦福院御納入団。〔貢御帳〕
慶長六（一六〇一）	八月	八日	名喰、請取、名代、呂田、朝倉、都奉行水引引き渡す。〔貢御帳〕
		二日	新嘗祭奉りて、御内閣門へ詣だ。〔新嘗祭〕
	六日	二日	御内閣門へ詣だ。〔新嘗祭〕
	九月	廿一日	阿那太郎久、御内閣門へ詣だ。〔新嘗祭〕
		廿五日	如水、本多忠高に贈りて、甲斐守。〔新嘗祭〕
	十月	十一日	如水、本多忠高に贈りて、甲斐守。〔新嘗祭〕
		廿九日	神尾清、如水、佐原、天御前御致者にて茶会す。〔主膳〕
		三十日	如水、菅原の腰を贈る。〔西洋譜〕
	十一月	一日	長政、福岡御所取立の御内閣門へ詣だ。〔貢御帳〕
		九日	福岡、名無より、寺井の方、新潟御賀儀社に城地を立て、城を築き、福岡城と名付ける。〔家譜〕
		廿一日	城の内外に諸様の守護神を立て、上西の家、「寺井の家」を祀ね。〔家譜〕
		廿五日	無端、意度、加勢、としん丸を送り、東邦の腰を贈つせ。〔家譜〕
		廿九日	長政、御外城、關口の腰を贈りて、福岡の腰を贈かる。〔家譜〕
慶長六（一六〇一）	七月	十四日	如水、福岡城内西内に、この小の弓馬用に宅をかまふ。〔家譜〕
		廿日	如水、野口左近、森村左近に、膳谷八十日より石垣を修へべくと金を貸す。〔井戸蛇〕
	九月	九日	天正、奈良、山手からさよりのおかびの酒に十、間に石垣を築き、下田に向て天守三百の成就するようす。〔野口蛇〕
慶長七（一六〇二）	七月	十九日	是日、大日本御内閣門へ詣だ。〔家譜〕
	九月	廿一日	御内閣門御内閣門内ノ東、内古田六左衛門安政、〔吉田〕
	十月	二十日	比比比
	十一月	廿一日	この頃、古田利直、御内閣門御内閣門外隣（源氏ドノ機トシ）ノ元町櫻塚ニ住す。〔吉田〕
		廿二日	今年、福岡城ノ東隣、御内閣門御内閣門外隣（源氏ドノ機トシ）ノ元町櫻塚ニコリ。〔吉田〕
慶長八（一六〇三）	九月	二日	この年、福岡城ノ東隣、御内閣門御内閣門外隣（源氏ドノ機トシ）ノ元町櫻塚ニコリ。〔吉田〕
		九日	木村安定に贈く。〔家譜〕〔古田〕
	十月	二日	持林信房、唄丸不入、福岡城御内閣門につき、下田の腰を贈りて酒を飲む。〔歌狂〕
	十一月	廿一日	天正、中守政を贈す。〔家譜〕
		廿二日	天守、天守城石垣を築く。〔家譜〕
慶長九（一六〇四）	七月	廿一日	天守、高橋伊豆守等に命じて、御内閣門御内閣門に渡船を命ぜせる。〔家譜〕
		廿九日	如水、福岡城中にて御死。〔家譜〕
		三十日	如水、京都伏見城にて御死。〔家譜〕
慶長十（一六〇五）	七月	二日	この頃、筑前国西毛里、成ら。〔黒田〕
		四日	天正、秀忠の命により足利義、名士城を奪く。〔黒田〕
慶長十一（一六〇六）	七月	二日	長政、秀忠が、金子を以てて江戸へ白糸台の右近を奪く。母伊豆太兵衛御内閣門奉行を行つて。〔家譜〕
		廿日	大日本御内閣門御内閣門の右近の半蔵を贈りて、下に水溜めを施すること。それと導く段の主は鐵、貢父御内閣門奉行。〔吉田〕
慶長十二（一六〇七）	七月	二日	用も名氣の如き難易易しきる。〔吉田〕
		廿四日	来る一小よりの慶元と有せり。志摩郡の日向、しかも百姓に高祖山にてかとんを用ひさせらる。〔大田〕
慶長十三（一六〇八）	七月	二日	木丸城の内にはては名氣れるよう法度が出来れぬ。〔大田〕
		廿九日	大日本御内閣門御内閣門の舟を以てて高祖山に御昇り、かやを刈らじ。〔野口蛇〕
		三十日	天守、大日本御内閣門御内閣門へ詣だ。〔家譜〕
慶長十五（一六一〇）	七月	二日	長政、秀忠の命により足利義、名士城を奪く。〔黒田〕
		廿一日	福岡城御内閣門御内閣門奉行を行つて。〔小河原〕
慶長十六（一六一一）	七月	二日	尾張名護屋守御内閣門御内閣門奉行、穴守正右衛門を奪む。〔小河原〕
		廿九日	早朝、松生の松原東方の松の木、竹林等に、舟を泊めて松を植えさせり。〔家譜〕
慶長十七（一六一二）	七月	二日	空地に、築多の町に出て、船を組み立てる。〔家譜〕
		廿九日	御内閣門御内閣門の松の舟を泊めて、舟を組み立てる。〔家譜〕
		三十日	外廻りは鶴原久右衛門、それぞれ後陣を任し、御内閣門御内閣門の舟を泊める者に料鈴右衛門侍。〔大田〕
九月	一月	一日	天守、福岡城御内閣門御内閣門の舟を泊める。〔家譜〕
		七日	舟を泊めしにつけむ。〔吉田〕
		廿日	作事時の水籠は大河右衛門、兵太夫白分で用意させること。舟瀬も五つ作らせ、材料は庄野半兵大より、皮渡し、その後は漬さぬこと。
		廿九日	石瓶の水籠は小河長右衛門、同理右衛門、自分に仕事にかけること。
		三十日	を言い渡す。(家譜)

P L A T E S





1. 第1トレンチ（北から）



2. 第2トレンチ（南から）



3. 第3トレンチ（北西から）



4. 第4トレンチ（南から）



5. 第5トレンチ（北から）



6. 第6トレンチ（南から）

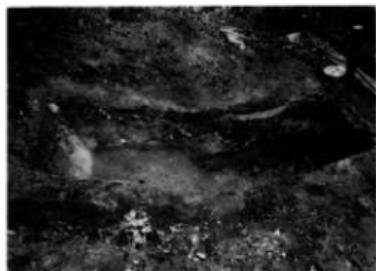
PL. 2



1. 第6トレンチ 石垣裏込石検出状況
(南上方から)



2. 第7トレンチ (南から)



3. 第8トレンチ (北から)



4. 第9トレンチ (北から)



5. 第9トレンチ 石垣裏込石検出状況
(東から)



6. 第10トレンチ (南から)



1. 第11トレンチ（東から）



2. 第12トレンチ（南東から）



3. 第13トレンチ（南西から）



4. 第14トレンチ（南東から）



5. 第15トレンチ（北東から）



6. 第16トレンチ（南東から）

PL. 4



1. 第17トレンチ（南東から）



2. 第18トレンチ（南西から）



3. 第19トレンチ（南西から）



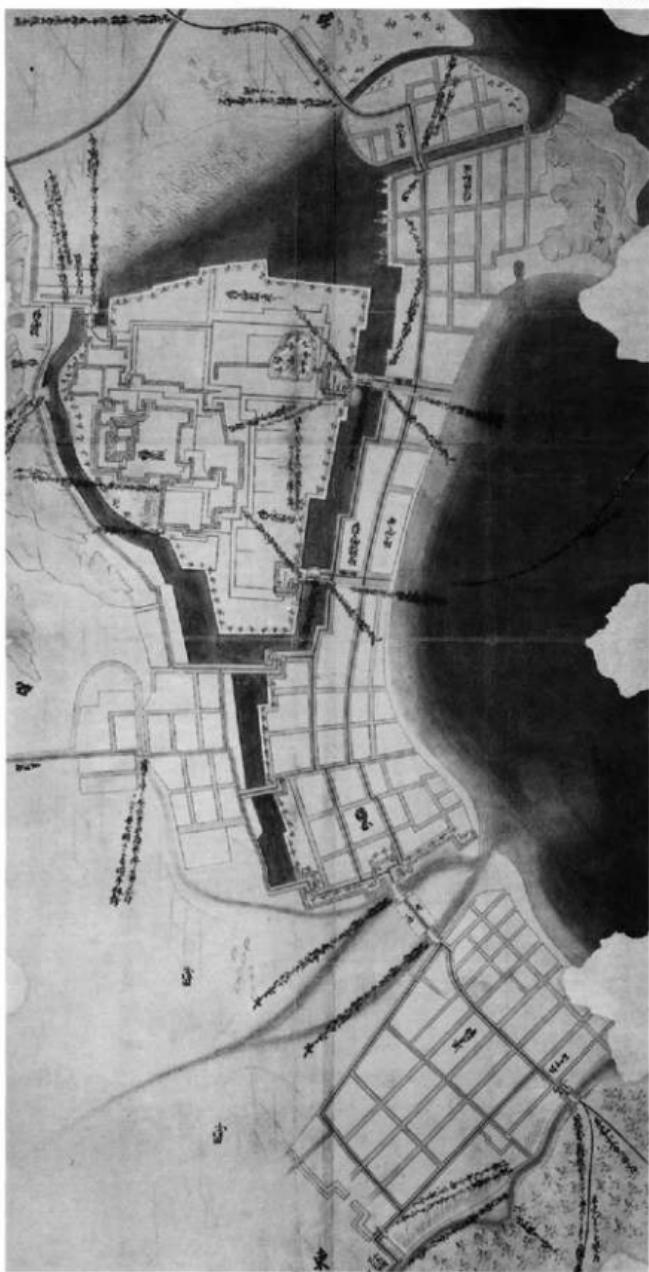
4. 第20トレンチ（南西から）



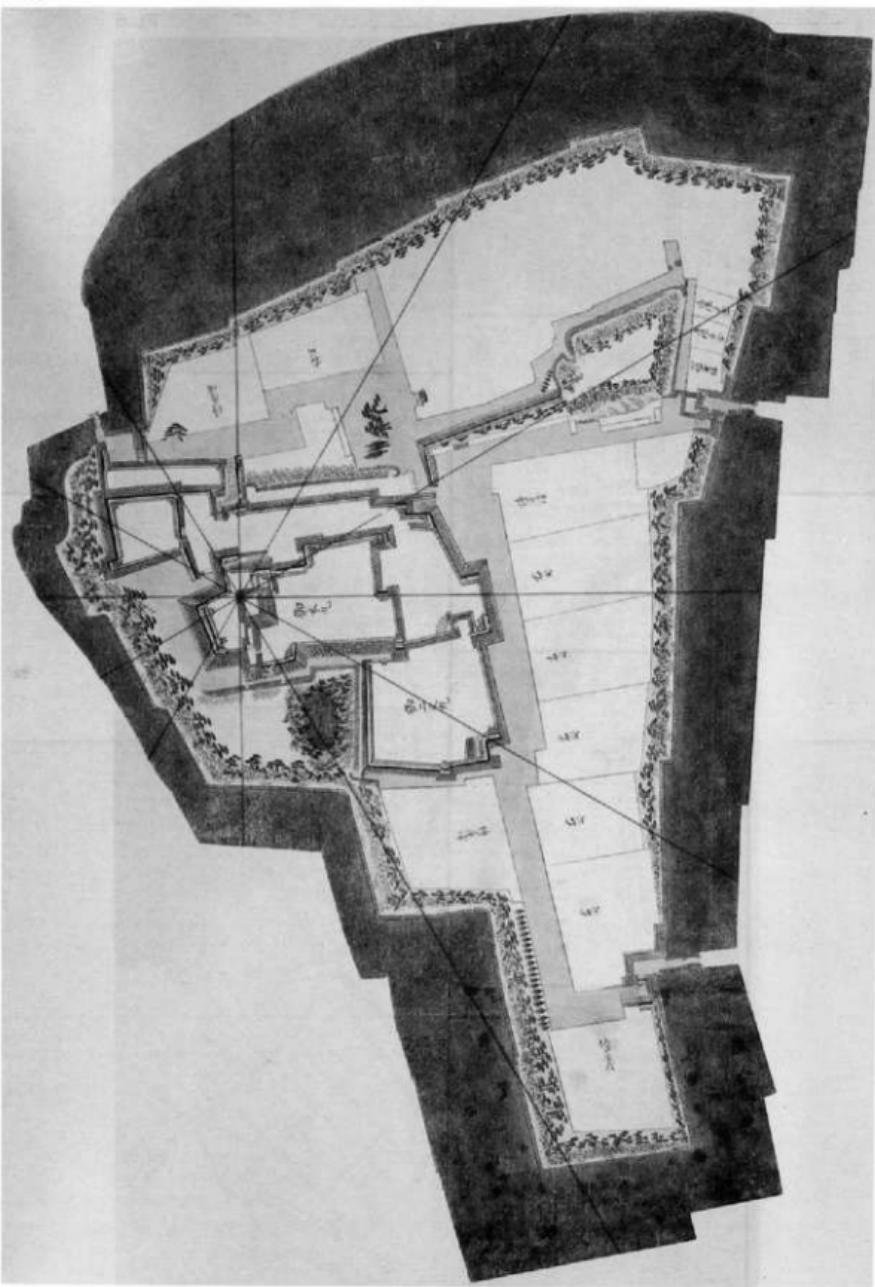
5. 第21トレンチ石積み検出状況（東から）



6. 第22トレンチ



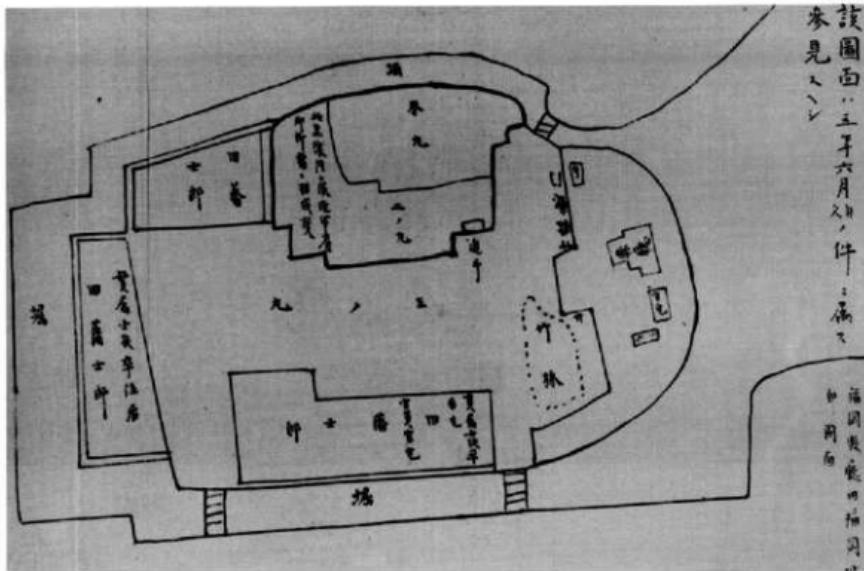
御城図御書請御向絵図（福岡市美術館）



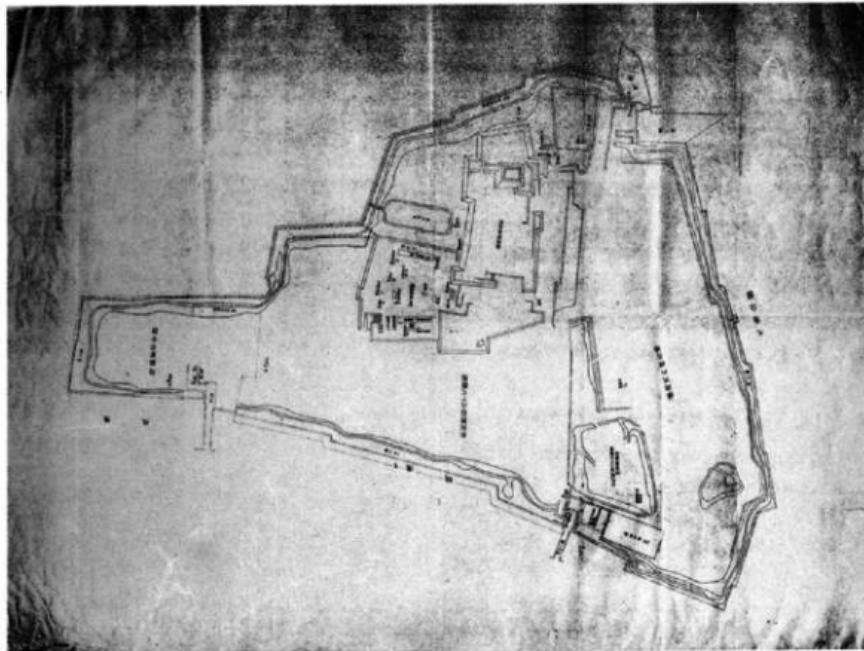
御城内絵図(福岡市美術館)

該圖面「三十一年六月廿八日」件二編之
參見大便

福岡城廬内相圖
附圖面

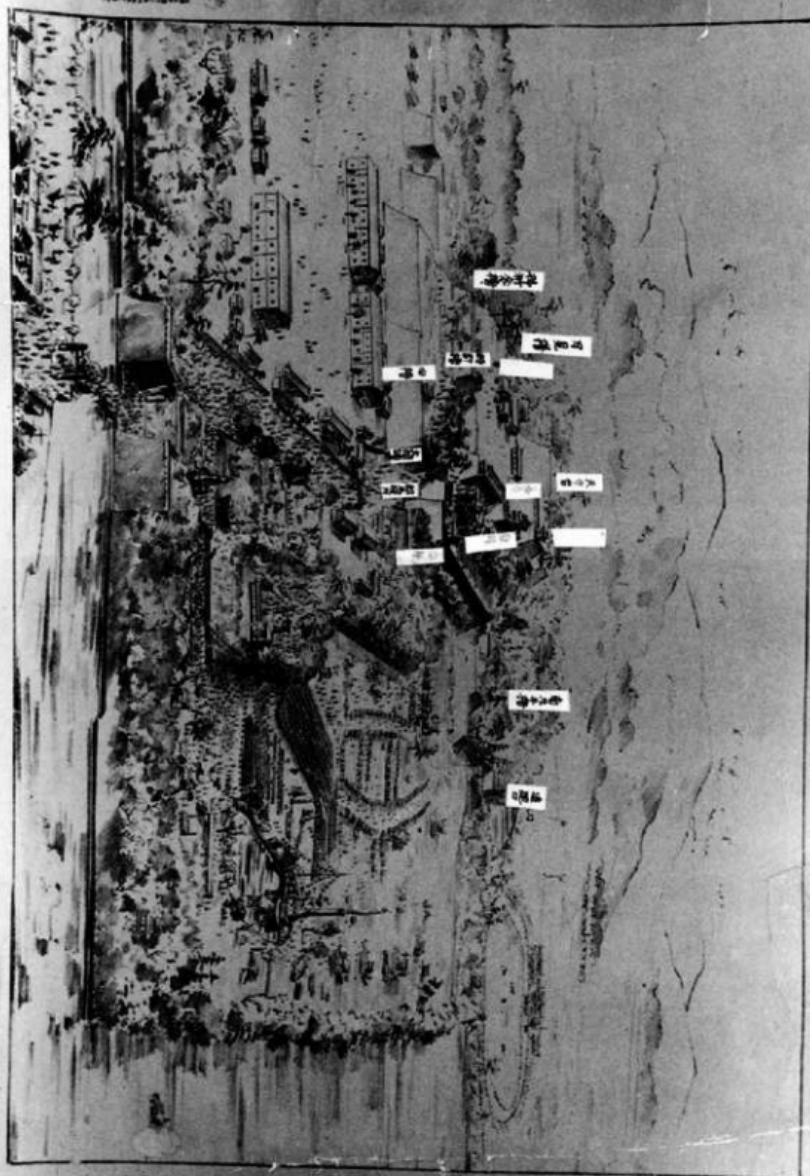


1. 福岡縣廳舊福岡城郭圖面



2. 步兵第八十七聯隊駐屯圖

福岡第二十四聯隊旗幟紀念圖



福岡第二十四聯隊旗幟紀念圖

福岡城跡・IV

－内堀内壁の調査－

福岡市埋蔵文化財調査報告書第237集

1991年3月

発行 福岡市教育委員会

福岡市中央区天神1丁目8番1号

印刷 株式会社 玉川印刷所

福岡市中央区清川3丁目18番11号

